

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、佐藤委員、下兼委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（生活環境）管理課長

北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について御報告いたします。

令和5年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回臨時会が7月18日に開催され、議案として、職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案、工事請負契約、事務管理者の選任及び職員懲戒審査委員会委員の選任についての計4議案が上程され、いずれも可決、同意されました。

まず、議案第1号北しりべし廃棄物処理広域連合職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正による暫定措置を講じた再任用制度の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第2号工事請負契約については、北しりべし広域クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約を締結するものであります。

議案第3号北しりべし廃棄物処理広域連合事務管理者の選任については、前任の事務管理者が、令和4年12月4日をもって任期満了した後、空席となっておりましたので、後任として上石副市長を選任するものであります。

議案第4号北しりべし廃棄物処理広域連合職員懲戒審査委員会委員の選任については、前任者の任期満了に伴い、後任を選任するものであります。

○委員長

「小樽市パートナーシップ宣誓制度（案）について」

○（生活環境）男女共同参画課長

小樽市パートナーシップ宣誓制度（案）について報告いたします。

お手元の資料、小樽市パートナーシップ宣誓制度（案）についてを御覧ください。

初めに、「1. これまでの経緯」について。令和3年の市民意識調査におけるLGBTという言葉の認知度、性的マイノリティーの方のために必要な施策として、「パートナーシップ制度の導入」という回答の割合が高かったことから、一定程度の市民理解があるものと判断し、第3次小樽市男女共同参画基本計画にパートナーシップ制度の導入を位置づけた上で、小樽市男女共同参画推進市民会議等による議論を踏まえ、制度案を策定いたしました。

次に、「2. 制度の趣旨」につきましては、性的マイノリティーのカップルを公的に承認することにより、当事者の方々が暮らしやすい環境をつくることに加え、市民理解の深まりなどにより、誰もが活躍できる社会の実現を目指すものです。

「3. 制度の概要」につきましては、性的マイノリティーを含む2人が、互いに責任を持って協力し合うことを約束した関係である旨を「パートナーシップ宣誓書」として提出し、その関係を承認することにより、お二人がパートナー、婚姻に相当する関係であることを証明します。この制度は、婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、市で行う手続等で利用できるものがあります。

「4. 宣誓対象者の要件」につきましては、成人していることや小樽市民であることなど、資料の（1）から（4）までの項目を全て満たす必要があります。

次に、「5. 宣誓の手続」については、事前に宣誓の予約をしていただき、当日、男女共同参画課において職員

立会いの下、宣誓書への署名をしていただきます。

「6. 宣誓に必要な書類」は、本人確認書類、現住所の確認書類、配偶者がいないことを確認する書類などが必要になります。また、性別違和等の理由により通称名の利用を希望する場合や、同居する未成年の子供の氏名の受領書への記載を希望する場合は、それらを証明する資料が必要となります。

「7. 交付する書類」につきましては、宣誓手続の後、書類審査を行い、おおむね1週間後に、A4判の小樽市パートナーシップ宣誓書受領証とカードサイズの小樽市パートナーシップ宣誓書受領証カードを発行します。

この受領書及びカードにつきましては、「8. 宣誓書受領証・受領カードの再交付等」にありますとおり、紛失や毀損の場合、再発行ができるほか、「9. 宣誓書受領証・受領カードの返還・取消」に記載のとおり、記載の事項に該当する場合、返還をしていただく必要があります。

次に「10. 他の自治体との相互利用」について、既に制度を導入している道内8市と協定を締結し、転出・転入後も継続して受領証等を使用できるようにします。

「11. 利用可能となる手続等」について、パートナーシップ宣誓を行うことにより利用可能となる、市で行う手続等につきましては、現在、庁内各部と調整中であり、10月に決定する予定です。

最後に、「12. 今後の予定」ですが、10月にパブリックコメントを実施する予定です。その後、意見に対する市の考え方などを整理し、小樽市男女共同参画推進市民会議、小樽市男女共同参画行政推進本部などでの協議を経て、令和6年1月に制度を導入する予定であります。

○委員長

「小樽市温暖化対策推進実行計画（区域施策編）の策定について」

○（生活環境）環境課長

小樽市温暖化対策推進実行計画（区域施策編）の策定について報告いたします。

当計画につきましては、令和5年第2回定例会の当委員会におきまして計画案をお示しし、パブリックコメントを実施する旨を御報告したところです。

パブリックコメントについては、7月5日から8月3日までの期間で実施し、2名、1団体から36件の御意見をいただき、17件の加筆、修正の上、庁内会議を経て完成版とし、先般、議員の皆様にお配りしたところであります。

今後は、本計画に基づき脱炭素社会の実現に向け、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、さらなる取組を推進してまいります。

○委員長

「第3期データヘルス計画」の策定について」

○（福祉保険）橋本主幹

小樽市国民健康保険第3期データヘルス計画の策定について御報告いたします。

本市国民健康保険では、平成27年に健康寿命の延伸と医療費の適正化を目的に、小樽市国民健康保険データヘルス計画を策定しました。この計画は、健康、医療情報を活用してPDCAサイクル、つまり、計画、実行、評価、改善を繰り返しながら、保健事業を推進するためのもので、平成30年には第2期計画を、令和2年度にはその中間評価を行い、見直しを事業に反映させながら運用してきました。計画の最終年度である今年度は、第2期計画の評価を行い、第3期計画を策定する時期となっています。

現在、小樽市総合計画をはじめ、策定中の他の計画との整合性を図りつつ、本計画の策定を進めているところで、国の方針に従い、小樽市特定健康診査・特定保健指導実施計画の第4期計画も統合させた計画となります。

今後のスケジュールにつきましては、第4回定例会厚生常任委員会で計画の素案をお示しさせていただき、その後、パブリックコメントで市民の皆様の御意見をお聞きする予定です。

完成した計画につきましては、来年第1回定例会厚生常任委員会においての御報告を予定しております。

○委員長

「「第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画」の策定について」

○（こども未来）子育て支援課長

子ども・子育て支援法に基づく、小樽市子ども・子育て支援事業計画は、現行の第2期計画が令和6年度で終期を迎えるため、令和7年度から11年度を計画期間とする第3期計画を策定することとなります。

今年度から策定の準備作業を開始するに当たり、そのスケジュール等について御報告いたします。

まず、令和5年度は、保育所、幼稚園のほか、地域子ども・子育て支援事業の利用状況や今後の利用希望を把握し、提供体制など、量の見込みを算出するためのニーズ調査を実施いたします。市内在住の就学前児童の保護者約2,000件と、放課後児童クラブ利用児童の保護者約600件を対象としたアンケートを11月から12月にかけて行い、調査結果の整理を経て3月には報告書を策定する予定としております。

なお、ニーズ調査は、国の手引に沿って行う必要があるため、国から手引が示される時期によっては、ニーズ調査の実施が遅れる場合もございます。

令和6年度に入りましたら、本格的な策定作業として4月から10月にかけてニーズ調査結果の分析や現行計画の進捗状況を踏まえた課題等を整理し、計画原案を作成いたします。その後11月から12月にかけて原案のパブリックコメントを行い、令和7年1月には計画案の最終調整を行った上で3月までには策定、公表する予定としております。

○委員長

「「小樽市健康増進・自殺対策計画」の策定について」

○（保健所）健康増進課長

小樽市健康増進・自殺対策計画の策定について報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、「1 これまでの取組」についてですが、本市の健康増進計画は国の動きと連動しまして、平成15年度に小樽市健康増進計画（健康おたる21）を策定しました。平成25年度には、さらなる健康づくりの行動指針として第2次健康おたる21を策定しまして、政策を推進してまいりました。平成29年度の間評価に伴う計画見直しの際には、小樽市食育推進計画の最終評価を行いまして、健康づくりに関連する項目を本計画に位置づけまして、食による健康づくりも併せて推進することとし、その後、令和3年度には、国の計画期間の延長を受けまして、本市においても令和5年度までの計画期間を延長して取組を進めてまいりました。

また、本市の自殺対策計画は、平成28年に改定された自殺対策基本法に基づきまして、平成30年度に小樽市自殺対策計画を策定しております。当初、健康増進計画と整合性を持たせるために令和4年度までの計画期間としておりましたが、同計画の計画期間延長を受けまして、令和5年度まで計画期間を延長しまして、自殺対策を推進してまいりました。

次に、「2 計画策定の趣旨」についてですが、全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、包括的に生きるを支え合うまちを目指すということで、市民の心と体の健康増進に向けた総合的な取組を推進していきたいと考えております。

次に、「3 計画の位置づけ」についてです。健康増進法に基づく市町村健康増進計画、食育基本法に基づく市町村食育推進計画、自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画として、三つを合わせたものとして策定いたします。また、国の基本方針、道の計画、市の総合計画や関連計画と調和の取れたものとしてまいります。

次に、「4 計画の期間」です。期間につきましては、令和6年度から令和17年度までの12年間といたします。中間評価につきましては令和11年度、最終評価は令和15年度に実施してまいります。

次に、「5 計画の概要」についてです。本市におけるこれまでの取組や健康・医療・介護等の現状の情報分析

を行った上で、本市の健康課題を明らかにしまして、計画の方向性を定めて評価指標を設定し、評価指標にひもづく各種事業を展開することを想定してございます。

最後に「6 今後の予定」についてです。10月に健康増進や自殺対策に関係する庁内の部署による庁内推進会議を開催。11月には、外部有識者による協議会を開催します。それぞれ素案を協議いただきまして、12月には厚生常任委員会において素案を説明させていただきます。そして、パブリックコメントを実施しまして、市民の皆様から御意見を頂戴したいと考えております。年明け1月の庁内推進会議、2月の協議会を経て成案とさせていただきます。3月の厚生常任委員会において成案の御説明をさせていただきたいと考えております。

○委員長

「「小樽市感染症予防計画」及び「健康危機対処計画」の策定について」

○（保健所）鳥居塚主幹

小樽市感染症予防計画及び健康危機管理対処計画策定について報告いたします。

資料1 ページ目を御覧ください。

初めに、小樽市感染症予防計画策定についてです。

「1 計画の位置付け」ですが、丸の一つ目、本計画は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく計画です。丸の二つ目、これまで都道府県に策定が義務付けられていましたが、法改正により保健所設置市にも策定が義務付けられ、感染症対策の一層の充実を図っていくこととなりました。

「2 都道府県連携協議会」についてです。本計画の策定を通じて、道と連携を図っていきます。

「3 計画期間」ですが、6年間とし、3年ごとに中間見直しを行います。

「4 予防計画の主な内容」ですが、大きく二つです。丸の一つ目、北海道は、医療機関等と医療措置協定を締結し、連携した医療体制を構築すること。丸の二つ目に、小樽市は、検査、患者移送、自宅療養、保健所体制などについて計画で定めていきます。

「5 今後の策定スケジュール」です。9月に医師会、薬剤師会、検疫所、消防本部、訪問看護ステーションを含めた小樽市感染症対策協議会を開催します。9月12日に1回目を実施しまして、計3回の予定です。12月にパブリックコメント、令和6年3月に成案を目指します。

次に、2ページ目を御覧ください。

小樽市健康危機対処計画の策定についてです。

「1 計画策定の根拠」ですが、丸の一つ目、本計画は、地域保健法に規定され、保健所設置自治体は、平時のうちから健康危機に備え予防計画の実効性を担保するため、健康危機対処計画（感染症編）を策定することとされました。

「2 小樽市の策定状況」ですが、感染症予防計画、小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえながら策定していきます。

「3 実効性担保と定期的評価」についてですが、予算、人員、物資、訓練等について定期的に評価を行います。

「4 健康危機対処計画の主な内容」ですが、健康危機の段階に応じ、記載の内容を予定しています。

「5 今後の策定スケジュール」です。10月から11月に庁内会議を設置、内容の協議に入りまして、1月から2月にパブリックコメント、3月に成案を目指します。両計画ともに第4回定例会及び第1回定例会におきまして進捗を報告してまいります。

○委員長

「新型コロナウイルスワクチン接種について」

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

小樽市における新型コロナウイルスワクチン接種について、令和5年第2回定例会以降の経過について報告いた

します。

資料を御覧ください。

まず、令和5年5月8日以降の9月10日現在の「接種率について」は、全体では本市27.2%、全国18.6%、北海道22.1%。高齢者では、本市58.6%、全国56.1%、北海道57.7%と、全体及び高齢者ともに全国及び北海道より高くなっております。

次に、「秋開始接種について」は、接種期間は、令和5年9月20日から令和6年3月31日までとなっております。

対象者は、初回接種を完了した生後6か月以上の方のうち前回接種から3か月以上経過した方となっております。

なお、65歳以上及び基礎疾患を有する方は、予防接種法の接種努力義務が適用されております。

接種費用につきましては無料でございます。

使用するワクチンは、ファイザー社又はモデルナ社のオミクロン株、XBB.1.5対応1価ワクチンとなっております、8月21日現在の国から本市への配分予定数量は、乳幼児では、生後6か月から4歳用のファイザー社100回分、小児では、5歳から11歳用のファイザー社200回分、6歳から11歳用のモデルナ社850回分を合わせますと1,050回分の配分予定となっております。12歳以上では、ファイザー社1万6,560回分、モデルナ社4,475回分を合わせると2万1,035回分が配分予定となっております。

接種体制につきましては、市内医療機関52か所における個別接種、施設などへの巡回接種で対応いたします。

なお、医師会と相談の上、土曜、日曜に接種可能な医療機関がございますので、集団接種は実施しないことといたしました。

予約方法については、これまでと同様に医療機関へ直接電話、コールセンター、インターネット予約となります。コールセンター及びネット予約は、12月28日で終了し、以降は全ての医療機関で直接、予約受付を行うこととなります。

接種券については、全ての対象者にお送りいたします。12歳以上の方には、9月19日火曜日から、ワクチン確保量に合わせまして接種券の送付順位をつけて送付件数を調整しながらお送りいたします。乳幼児及び小児につきましては、ワクチン確保が可能のため、9月27日水曜日に一斉にお送りいたします。接種を希望する方は、接種期間内に接種を受けることができます。

なお、接種券の送付順につきましては、資料を御参照ください。

○委員長

「紹介制の実施状況と地域医療支援病院承認申請について」

○（病院）患者支援センター主幹

紹介制の実施状況と地域医療支援病院承認申請について御報告いたします。

資料1ページ目を御覧ください。

前回の当委員会で報告した以降の「紹介制の実施状況」についてです。

当院では、昨年10月より消化器内科、本年2月より、呼吸器内科、循環器内科、眼科の紹介制の試行を開始しております。また、第2回定例会の当委員会において、泌尿器科の常勤医師の勤務に伴い、準備が整い次第、泌尿器科の紹介制を施行する旨、報告しておりましたが、7月より開始しております。

予約及び紹介状なしで来院された患者数は、6月から8月までの3か月間で16名であり、いずれの患者も緊急性はありませんでした。

この16名の対応といたしましては、当院での次回診察の予約をした方はゼロ名、他院を紹介した方は8名、他院の紹介が不要な方は8名となっております。

なお、他院の紹介が不要な方については、患者自身がかかりつけ医への受診に変更した方や他の医療機関を探すこととしたこと等により当院での紹介が不要だった方々です。

月別及び診療科別の件数につきましては、資料に掲載しているとおりです。

また、市民等からの意見ですが、6月と8月に各1件ありました。6月の御意見は電話でいただいたもので、市立病院なのに紹介状がなければ受診できないというのは、冷たい対応である。紹介制を進めてほしくないというものでした。当院といたしましては、地域における機能分化と医療連携のために紹介制を推進していくことを説明しております。

8月の御意見は、市長への手紙でいただいたもので、かかりつけ医が紹介状を書いてくれるのか不安であり、紹介制に反対であるというものでした。これにつきましては、紹介制を開始する前には、患者紹介を円滑に行えるよう、関係医療機関に直接伺い、御理解を得られるよう努めておりますことから、かかりつけ医が当院での受診が必要であると判断された場合には、紹介状を書いていただけるものと考えている旨、市長名にて回答しております。

資料2ページ目を御覧ください。

次に、「地域医療支援病院承認申請について」です。

来年4月からの地域医療支援病院の承認に向けて、北海道に対して、本年10月から承認申請を行ってまいります。

スケジュールにつきましては、事前審査が本年10月16日から27日、正式申請が11月27日から12月1日、北海道による実地検査が令和6年1月頃、北海道医療審議会による医療審議会受診が2月中旬頃となり、承認された場合、指令書交付が3月1日以降となっております。

今後も市民への周知等を進めるとともに、地域医療支援病院としてスタートする際に混乱等が起きないように窓口の体制等についても検討しながら準備を進めてまいります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第22号について」

○（保健所）生活衛生課長

議案第22号小樽市手数料条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

このたびの小樽市手数料条例等の一部を改正する条例案の改正要旨としましては、旅館業法及び公衆浴場法の一部改正により事業譲渡による営業者の地位の承継の規定が追加されたことに伴い、旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料に係る規定を整備するとともに所要の改正を行うものです。

改正の背景としましては、事業活動を継続しやすい環境を整備するため、旅館業法につきましては、旅館業を営んでいる者がその事業を他の者に譲渡する場合において、都道府県知事、保健所設置市の場合は市長の事前の承認を受けたときは、譲渡された者は、新たに当該事業を行うことについての許可を得ることなく当該事業を継続して行うことができることになりました。

また、公衆浴場法につきましては、旅館業法と同様に、公衆浴場業を他の者に譲渡する場合において、新たに許可を得る必要がなくなり、こちらは当該事業の継続に当たって事前の承認も不要で、事後の届出をすれば足りるものです。

改正内容についてです。

まず、小樽市手数料条例の一部改正についてです。

旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を徴収する場合として、事業譲渡により地位を承継する場合の引用条項を追加するものです。公衆浴場業の場合は、事後の届出制なので手数料の徴収はありません。

手数料の金額は、北海道、札幌市、旭川市及び函館市同様、法人の合併又は分割のうちの承継及び相続による地位の承継の場合における金額と同額の7,900円とします。

次に、小樽市旅館業法施行条例の一部改正についてです。

法改正に伴う引用条項の追加及び変更並びに文言整理を行いました。

次に、小樽市公衆浴場法施行条例の一部改正についてです。

公衆浴場法においても、事業譲渡による営業者の地位の承継について旅館業法と同様の措置が講じられたことに伴い、不要となる規定を削除するとともに文言整理を行うものです。

施行期日につきましては、生活衛生関係営業者等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日となります。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、みらい、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○佐藤委員

◎小樽市パートナーシップ宣誓制度（案）について

1 項目、報告を受けてお聞きします。

小樽市パートナーシップ宣誓制度（案）についてお聞きいたします。

その前に、念のために申し上げますけれども、我が会派といたしましては、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるために、性的少数の方々への配慮もしながら政策を前に進める必要があると考えております。国においては、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆる L G B T 法案が成立しました。しかしながら、十分な議論が尽くされていない、根拠になる情報が乏しい場合などは、その中身の在り方について丁寧に議論し、ただしていく必要があると考え、質問させていただきます。

まず、我が会派の松岩議員が令和5年第1回定例会厚生常任委員会にて、令和3年に実施した男女参画に関する市民アンケート調査の回答について質疑しております。回答率が低く、回答者の80%以上が50歳以上、多忙な方や男女参画に関心がない方は答えないアンケートに対して認識を確認しましたが、答弁では、結果として回収率は34%と低かったが、市民の貴重な声と考えていること、統計としてデータ補正は行っていないことが分かりました。

小樽市パートナーシップ宣誓制度（案）は、この市民アンケートを基に、74.4%の方が L G B T という言葉を認知し、49.5%の方が性的マイノリティーの人たちが暮らしやすい社会にするために必要な政策として、パートナーシップ制度の導入と回答したことから一定程度の市民理解が進んでいると判断し、第3次小樽市男女共同参画基本計画の中にパートナーシップ制度の導入を位置づけたとあります。

このような、偏ったアンケート結果を基に市民理解が一定程度進んだと判断するのは難しいと考えますが、見解をお示してください。

○（生活環境）男女共同参画課長

市民アンケートにつきまして、回答者の割合は50歳以上が高く、偏りがあるアンケート結果なのではないかというのですが、この性的マイノリティーの人たちが暮らしやすい社会にするための必要な施策について、若い年代の方の回答として、10歳代の66.7%、20歳代の66.0%、30歳代の66.0%、40歳代の55.3%と、それぞれ多数が1位の回答数だったことから、性的マイノリティーの方たちが暮らしやすい社会にするためにパートナーシップ制度の導入について望まれていると判断したものでございます。

○佐藤委員

今、答弁いただきました若い方のお答えというのは、この令和3年の市民意識調査の報告書に載っているものな

のでしょうか。別にあるのならば、それをお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

令和4年3月に発行しております男女共同参画に関する市民意識調査報告書というものがございまして、各設問に対する詳細な回答等を掲載しております。

○佐藤委員

そういたしましたら、今回の第3次小樽市男女共同参画基本計画というのは、その令和4年のデータを基にしてつくったという認識でよろしいでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

パートナーシップ宣誓制度を導入する根拠の市民の意識につきましては、ただいま説明いたしました、令和3年11月に行いましたアンケートの結果についての報告で、令和4年3月発行した男女共同参画に関する市民意識調査報告書を基に第3次小樽市男女共同参画基本計画についても策定しております。

○佐藤委員

パートナーシップ制度につきましては、また後ほどお答えいただきたいものがありますので、お願いいたします。

2番目に、私自身が議員になる以前よりも男女共同参画の市民委員であったために、市の動きですとか、資料を見る機会もありました。また、研修などにも出席してまいりましたので、男女共同参画課の職員の方々の御苦勞も分かっておりますし、LGBTQについても、私の周りにはそういう友達もいるために理解はしているつもりであります。

ただ、先ほどのアンケート結果を見ますと、74.4%の方がLGBTという言葉を知っているとのことですが、認知がどの程度なのか、言葉を知っているというレベルなのか、一つ一つ言葉の意味を理解しているのかに対して疑問を感じました。このアンケートを作成した本市の所見をお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

この市民意識調査での設問につきましては、LGBTという言葉の認知度について、「「LGBT」という言葉を聞いたことがありますか。当てはまる番号を記入してください。」という設問に対し、「聞いたことがあります、意味も知っている」、「聞いたことはあるが、意味は知らない」、「聞いたことがない」という三つの回答を選択していただく方法で回答いただいた結果、「聞いたことがあります、意味も知っている」という回答が74.4%でありました。このため回答者は、意味も理解しているものと判断しております。

○佐藤委員

また、この令和3年当時でありましたら、LGBTに加えて、Q、クィアという言葉が加わっていると認識しております。

このアンケートでは、クィアをつけずにLGBTという表記で調査したという理由をお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

従来より、性的マイノリティーに関する周知、啓発などにおいて当課ではLGBTという言葉を使用してきたほか、現在でも、いわゆるLGBT理解増進法など、LGBTという言葉が多く使用されていることなどから、約2年前の調査時点においてもLGBTを使用したものであります。

○佐藤委員

そうしましたら49.5%の方が、性的マイノリティーの人のためパートナーシップ制度の導入は必要な施策だと回答したとあります。意識調査対象者は、パートナーシップ制度には、パートナーとして認める手続を条例で定め、厳格に運用している渋谷区型と、要綱として受理し比較的簡易に認められる世田谷区型の一般的に大きく二つあり、それぞれ申請方法などの違いがありますが、そのことについての見解だったと理解していたのでしょうか。

また、本市が導入するのはどちらにするのか、アンケートを答えた方々は理解しているのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

このアンケートにつきましては、あくまで性的マイノリティーの方が暮らしやすい社会にするために必要な施策についてのアンケートであったため、アンケート用紙にパートナーシップ制度の基本的な説明は掲載していましたが、渋谷区型の証明制度ですとか、世田谷区型の宣誓制度という制度の違いまでを回答者が理解していたかについては把握しておりません。

○佐藤委員

このパートナーシップ制度を利用することのいわゆるメリット、デメリットに御理解があったという見解であったのか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

同様に、あくまで性的マイノリティーの方が暮らしやすい社会にするために必要な施策についてを問うアンケートであったため、回答者が制度のメリット、デメリットまで理解されていたかについては、把握しておりません。

○佐藤委員

このパートナーシップ制度に限らず、ほかにも新しい制度をつくり、それを遂行していくためには、制度を利用しない市民の理解も得られなければ混乱が生じるように思います。第2回定例会厚生常任委員会でも、私はパートナーシップ制度について質疑させていただきました。

世界で進んでいるLGBTQ+も含め、パートナーシップ制度は今まで経験したことがなく、さらにデリケートでセンシティブな制度ですので、いたずらに妄信したり、やみくもに反対するのではなく、市民の皆様が誤解することなく、正しい理解ができるよう、慎重で丁寧な方法で準備してほしい旨のお願いをいたしました。

私の周りでは、今でも来年1月からパートナーシップ制度を導入するということを知らない人が多いのです。本市として、これからこのような理解を広げる方法として、どのような計画を進めていくのかをお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

今後、この制度案につきまして、10月に市民の皆さんへのパブリックコメントの募集を実施し、市民の皆さんの意見をお伺いしていく予定としております。

また、制度導入に当たっては、小樽市ホームページや広報おたる、リーフレットの発行などによる周知、啓発を進めていく予定であります。

○佐藤委員

ホームページを開けば、この案とかパブリックコメントも出てくるとは思うのですが、そもそもアンケートを回答した方で、このパートナーシップ制度に、渋谷区型があるとか、世田谷区型があるということも御存じないという御答弁もありましたし、メリットとかデメリットも理解があったのかは、本市では把握していないという御答弁がありましたが、そんな中でパブリックコメントを進めていく、その数というのは、期待できるものになるのでしょうか。もう少し基本的なことが分からなければ、制度に関して御意見は出てきづらいものになるのかと思われるのですが、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

この制度の詳しい内容につきましては、先ほども申しましたとおり、これからパブリックコメントを募集していく中で、詳しい資料について、ホームページや各閲覧場所において、市民の皆さんに情報を提供した上で、制度に対する御意見を募集する予定であります。その後、パブリックコメントの意見等を参考に進めていくことになるかと思っております。

○佐藤委員

今、答弁いただきました閲覧場所というのはどの辺りを想定しているのか、計画されているのであればお示しください。

○（生活環境）男女共同参画課長

パブリックコメントの閲覧場所につきましては、市の情報公開窓口や図書館、あと市のサービスセンター等で配布されることになっているかと思います。また、男女共同参画課でも御用意してありますので、そういったところで確認できるほか、もちろん市のホームページで資料については掲載を予定しております。

○佐藤委員

また、この案の今後の予定というところを見ますと、パートナーシップ制度に関してのパブリックコメント募集は先ほどの御答弁にもありましたが、10月となっています。その後、小樽市男女共同参画行政推進本部幹事会及び本部会議で審議、その後に小樽市男女共同参画推進市民会議による協議を経て、推進本部幹事会及び本部会議で要綱が完成します。完成報告は、12月下旬に議会にて行われ、そして1月に導入という流れになっております。

これでは、議会で十分な議論が交わされる時間が非常に少ないと感じます。そもそもこの制度を導入するに当たってパートナーシップ制度の基本、それからメリット、デメリット、この制度を先行して行っている都市で抱えている課題について、さらには、本市ではパートナーシップ制度をどのような計画を立てて進捗させていくか、要綱で進めていくことが正しいものなのか、条例を制定したほうがよろしいものなのか等の議会議論の時間がなかったように感じますけれども、本市の見解をお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

パートナーシップ制度の導入につきましては、これまでも議会で議論していただけてきたところであります。

今回、要綱で制度を進めることにつきましては、この制度は市民の権利制限を行うものではなく、また、道内で既に同様の制度を導入している他都市の事例などからも、要綱による制度導入としたところでございます。

○佐藤委員

道内でも、もちろん要綱だけで制度を導入している自治体もあるのも知っておりますけれども、条例にてきちんと制定している都市もあります。また、今後、パートナーシップ制度を導入するであろう、今はまだしていない段階でも、きちんと条例を制定している自治体もあります。要綱だけで進んでいるので本市もということではなく、条例なのか、要綱なのかというきちんとした話合いというのができていないのが、私的には、きちんと守っていけるのかと、そういった性的マイノリティーのある少数の方々をきちんとお守りすることができるのかというふうに不安にも思うのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

要綱による制度導入につきましては、議会議論ではありませんけれども、これまで庁内での男女共同参画行政推進本部会議ですとか、公募市民ですとか、各団体からの推薦された委員による小樽市男女共同参画推進市民会議等におきましても御議論いただいているところであります。

このため、先ほども申しました市民の権利制限を行うものではないことも併せ、要綱による導入が適当なものと考えております。

○佐藤委員

例えば、お隣の札幌市を例に挙げますけれども、札幌市では、導入時期が2か月間遅れたのです。というのも、やはりこの調子でいくと拙速だというような話が出まして、また、SNSなどを通じて市民の反対派、賛成派の意見も多数あったことが明らかにされております。

行政と議員との話し合う時間を設けたことによって、当初の予定よりも2か月たってからの導入になったという事例を踏まえて、本市では今後、議会議論を増やしたりですとか、周知期間を設ける等のお考えはありますでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

札幌市のパートナーシップ制度の導入につきましては、平成29年6月であり、道内で初、また全国でも6番目と、

現在に比べ制度そのものへの理解が低い状況であったものと思われます。現在は、道内で8市が導入済みであるほか、導入に向け取組を進めている自治体も複数あるとお聞きしております。

このため、当時より市民の理解も進んでおり、また、パブリックコメントにより市民の意見についての聴取を行うことから、そこに掲載しておりますスケジュールどおりの導入予定で進めたいと考えております。

○佐藤委員

今、御答弁にありました、札幌市は平成29年6月ということで、確かに道内で一番早く導入しておりますので、まだ認知度もなかったことは重々承知しております。ただ、この制度について、その当時は低かったというお声がありましたけれども、先ほども御答弁いただきまして、では、小樽市で意識調査を行った際に、小樽市民は、このパートナーシップ制度について理解が深まっているという御認識なのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

市民意識調査の時点におきまして、最初の質問でもお答えしましたとおり、若い世代からも性的マイノリティーの方が暮らしやすい社会のために必要なものはパートナーシップ制度の導入であるという回答が一番多い回答となったことから、市民の理解は一定程度、進んだと判断しており、このスケジュールにおける制度導入を進めていきたいと考えているところでございます。

○佐藤委員

それでは、先ほどのパブリックコメントの話も御答弁に出ていますけれども、実際、第2次小樽市男女共同参画基本計画のときにもパブリックコメントは募集していると思うのですが、そのときの件数とその内容がございましたらお聞かせいただけませんか。

○（生活環境）男女共同参画課長

平成25年度からの第2次小樽市男女共同参画基本計画制定の際のパブリックコメントについては、なかったものです。

○佐藤委員

そういたしましたら、今回の第3次小樽市男女共同参画基本計画についてのパブリックコメントはいかがでしたでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

第3次小樽市男女共同参画基本計画に対するパブリックコメントにつきましては、53件の意見をいただいております。

中身につきましては、第2次小樽市男女共同参画基本計画の検証内容についての御意見や、性暴力という項目を追加してはどうかですとか、性と生殖に関する健康と権利の部分に母性が重要であるというような記載があったのですが、母性というところに違和感を感じるというような御意見等をいただいております。

○佐藤委員

今、私の手元にあるのですが、この第3次小樽男女共同参画計画というのは、比較的、性的マイノリティーというものよりも、男女がいかに共同であるべきか、平等であるべきかというような内容でありますので、53件のパブリックコメントがあったのは、非常によかったというふうに思います。

ただ、パートナーシップ制度のパブリックコメントにつきましては、来月10月に行うという予定であります、今の本市の見解で、パブリックコメントは集まりそうなのでしょうか。私的にはまだ、私の周りだけなのかもしれませんが、パートナーシップ制度に対しての理解が進んでいるという、知人、友人、家族があまりいないものですから、パブリックコメントを募集しても何件が来るのかというふうに不安に思いますが、いかがでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

今回の制度案に対するパブリックコメントについて、どの程度の御意見の提出があるかについては、現状では分

からないところがございますけれども、広報おたるですとか、市ホームページにおいて周知も行いますので、ぜひ多くの方の御意見をいただきたいと考えているところがございます。

○佐藤委員

そのパブリックコメントの内容につきましては、これは小樽市男女共同参画推進市民会議で披露されるという認識でよろしいでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

小樽市男女共同参画推進市民会議につきましては、8月に開催した会議におきまして、パブリックコメントに出す内容とほぼ同様の案についてお示しさせていただいたところがございます。

○佐藤委員

パートナーシップ制度に対して、来月に募集するパブリックコメントにつきまして、件数及びその内容についての御報告というのは、私たち議員に対してはどのように計画されているのか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

パブリックコメントでいただいた御意見について、また、その御意見により反映する部分等がございました場合につきましては、第4回定例会で御報告したいと考えております。

○佐藤委員

第4回定例会ということは、要綱がもう完成したという報告のときということの認識でしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

委員の御指摘のとおりでございます。

○佐藤委員

やはり、このパートナーシップ制度というのは、本当に今までに経験したことがない、私などは子供のときには想像もしていなかったような制度なのです。この制度に関しては、冒頭に申し上げましたように、私は全く否定するつもりもありませんし、むしろセンシティブでデリケートな制度を利用する方々をお守りしなくてはならないという気持ちがあります。

そのためには、くどいようですが、この制度を利用する方はもちろん、利用しない方々の知識とか意識をもっと高めていって、この制度の内容をしっかりと分かっていたかなければ、パブリックコメントを募集しても、なかなか真髓に、コメントしてくださる方もあまり多くは見当たらないのではないかというふうに思いますし、今、私の周りの方でパートナーシップ制度を導入することも全然知らない中で、1月に向けてどんどん進んで、加速しているのを聞きまして、私は今とても言葉に表せないぐらい、ドキドキしているというか、不安に思いました。

本日はここで質疑を終わりにして、また改めてお伺いしたいときには御連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○橋本委員

◎第3次小樽市男女共同参画基本計画について

最初に、第3次小樽市男女共同参画基本計画に関して御質問いたします。

現在、小樽市のホームページには、第2次小樽市男女共同参画基本計画の計画期間が終了するため、これまでの取組を基盤としつつ、新たな課題も踏まえ、今後10年間の行動プログラムとして第3次小樽市男女共同参画基本計画を策定しましたとあり、令和5年度から14年度の10年間、新たな目標が設定されました。以下、基本計画とさせていただきます。

第2次基本計画では、三つの基本目標、そして23の施策、117の事業の実施があり、検証もされております。

ここでお聞きしますが、10年間で達成できた、もしくは大きく進展したという施策と、ほとんど伸びがなかった施策を幾つかお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

第2次基本計画での大きく進展した施策や伸びなかった施策についてということですが、大きく前進したという部分をはかるものとして、基本計画の成果指標がございます。この成果指標の数値が伸びているものについては大きく進展したというふうに考えております。

達成や進展が見られたものにつきましては、「男性が介護休業を取ることは家族として当然であると思う人の割合」が、目標の50%に対し51.3%、「男性が育児休業を取ることは家族として当然であると思う人の割合」が、目標の50%に対し47.9%となりました。

これに関連する施策としましては、第2次基本計画の施策（14）男女の均等な就業機会と待遇の確保や、施策（21）多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実などが大きく進展したものと考えております。

また、伸びなかった部分につきましては、同じく成果指標におきまして、「地域社会で男女平等になっていると思う人の割合」が、目標の50%に対し24.2%、「職場で男女平等となっていると思う人の割合」が、目標の40%に対し13.4%と低い数字になっております。このため施策（11）男性の家庭生活、地域活動への参画の促進などが伸びなかった施策であると考えております。

○橋本委員

先ほども少しお話がありましたけれども、令和3年11月に市内に居住する18歳以上の男女1,000人にアンケートにて意識調査をしています。このアンケートから見えてきた課題をお聞かせください。

また、第2次基本計画と第3次基本計画の大きな違い、先ほどもありましたように、新たな課題についてお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

市民意識調査から見えてきた課題といたしましては、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきといった固定的性別役割意識が薄れてきているなど、少しずつ男性の男女共同参画への意識は進んでいますが、より一層の意識の高まりが望まれるというような課題があると考えております。

基本的には、第3次基本計画は第2次基本計画を引き継ぎつつ作成いたしました。第3次基本計画の「基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）」として位置づけました。

また、「基本方向3 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」につきましては、DV防止基本計画として組み込んだものです。

また、新たな課題といたしましては、性的マイノリティーの生きづらさの軽減の取組について「基本方向4 多様性を尊重する意識づくり」として、計画の中に位置づけたものです。

○橋本委員

第3次基本計画の体系には三つの基本目標、25の施策が掲げられています。基本目標の一つ、人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに関してお聞きいたします。

「基本方針1 男女共同参画の意識の浸透」についてですが、これは市民それぞれに対する意識の変革への取組と理解していますので、これまで以上に広報また啓発の活動が、より一層工夫が必要になるのかというふうに思っ

ていますが、いかがでしょうか。

また、男女共同参画課発行の情報誌ばるねっとはどのようなものか、まず御説明ください。

○（生活環境）男女共同参画課長

広報啓発活動への工夫が必要という御指摘につきましては、委員の御指摘のとおりと考えております。

また、ばるねっにつきましては、男女共同参画社会の実現を目指し、市民と市職員で企画、編集を行い、当課で発行する情報誌でございます。

○橋本委員

第2次基本計画の期間の最後の3年間というのは、本当に新型コロナウイルス感染症の影響で活動の範囲も限られていたかと思うのですが、今年度から現在行っている広報啓発活動で既に行ったこと、また、今後、決まっていることがあればお知らせください。

あわせて、情報誌ばるねっとなのですが、2020年3月号が最新号なのです。もう3年たちますが、今後、新たな発行の予定はありますでしょうか。これからのスケジュールについてお示しください。

○（生活環境）男女共同参画課長

今年度の広報啓発活動で行ったことにつきましては、5月24日に第3次小樽市男女共同参画基本計画についてという研修会を開催いたしました。

また、今後の予定につきましては、10月12日にアンコンシャスバイアス、無意識の思い込みをテーマとした男女共同参画セミナーの開催を予定しております。

また、11月に市内3か所での開催となりますが小樽市男女共同参画推進講演会や男女共同参画推進パネル展といったものの開催を予定しているところです。

また、ばるねっにつきましては、新型コロナウイルス感染症等の理由により、これまで発行できなかったのですが、今年度につきましては、来年3月の発行を目指して進めているところでございます。

○橋本委員

来年3月発行予定ということでお伺いしたので、楽しみにしたいと思います。

これまでのばるねっの配布方法、設置場所、作成部数もお知らせください。

また、ばるねっというのは、市のホームページでバックナンバーも全部見られるようになっているのですが、ほかに考えられる配布方法や周知の方法はないでしょうか、お答えください。

○（生活環境）男女共同参画課長

まず、ばるねっの配布方法、設置場所、作成部数につきましては、年1回5,000部を作成しておりました。設置場所につきましては、市の公共施設のほか、小・中学校、高校、大学といった学校、また年金事務所や道税事務所、ウイングベイ小樽や郵便局、銀行などの金融機関、市内の病院のほか、理容協会や美容協会へも送付し理髪店や美容室への配布も依頼しているところでございます。

ばるねっのほかに考えられる周知方法につきましては、特に若い世代の方々につきましては、SNSなどが大きな影響を持っていると思われますので、小樽市のSNSなどを活用し、ホームページへ誘導するなどの方法を取られたらよいのではというふうに考えているところでございます。

○橋本委員

思っていた以上にいろいろなところに設置されていたので、少し驚いているのですが、

5,000部で大体、毎年きれいになくなるのでしょうか、足りていますでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

例年5,000部でちょうどよい配布の感触を得ているところでございます。

○橋本委員

例えば今後、この部数がもっと増えていくといいかというのは感想として持ちましたが、無駄なくきちんとなくなっているということがまず大事だと思うので、今後とも頑張って来年3月に向けて作っていただけたらと思います。

続いて、世界経済フォーラムで2006年より毎年発表しているジェンダーギャップ指数について、お分かりになる範囲で説明してください。

○（生活環境）男女共同参画課長

ジェンダーギャップ指数につきましては、世界経済フォーラムが経済、教育、保健、政治の分野ごとに各主要データを利用し、ジェンダーギャップ指数を算出しているものでございます。

○橋本委員

このジェンダーギャップ指数のランキングは、毎年、日本は大変低くて話題になりますけれども、昨年146か国中116位、これもかなり低いとすごく話題になったにもかかわらず、今年さらに9ランク下がり125位と過去最低となりました。

この原因は、政治や経済の問題とかがすごく大きく響いているというふうには言われているのですが、ほかの部分に関しては横ばいみたいな状態が続いているというのが、この数字から分かります。

男女共同参画社会の実現というのは、本当にこの取組は、ジェンダーギャップを埋めていく過程にたくさんのハードルがあるというのがこのギャップ指数からも読み取れるわけですが、本来は、性別、年齢問わずに取り組んでいかなくてはならない問題であります。

今後、このジェンダーギャップを埋めていく取組というのを私も前回の定例会などでもお話しさせていただいたのですが、先ほど御答弁いただきました、ばるねっとなのですが、これは少し女性向けのような作り、少し柔らかい、手に取りやすいようなデザインになっているのですが、女性向けの情報誌のように感じますが、いかがでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

ばるねっとなにつきましては、確かに委員の御指摘のとおり、動物などを表紙にするなどして、堅苦しくなく手に取ってもらいたいという意図を持って紙面づくりを心がけてきたところでございます。そういったような編集方針が、結果的に女性向けというような印象になったのかもしれないと考えております。

○橋本委員

毎年、5,000部が大体きれいになくなっているということを考えれば、ある程度、紙面づくりというのもきちんと効果があるのかというふうには思いますが、今後、男女ともに取り組むべき課題ということを前提にした場合、情報誌の紙面づくりですとか、後援会の男性への参加の啓蒙ですとか、そういうことも必要になるのかというふうに考えます。

これまでに行った講演会等で、男性が参加した会があれば、どのような講演会で、また定員に対して何人ぐらいいらっしやったか、お示してください。

そして、今後、男性への啓発の取組方についても、お考えがあればお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

年1回開催しているものですが、これまで行ってきた小樽市男女共同参画推進講演会の参加人数についてお答えさせていただきます。過去3回分なのですが、定員に対するものではなくて、参加者数に対する男性ということなのですが、まず、昨年の令和4年11月に働いている女性を対象に「小樽にUターン。そして働く。」という演題で行った講演会では、全体の参加者が39名のうち、男性の参加者が9名。

令和3年10月に小樽商科大学の片桐教授を講師に迎えて「ジェンダー平等社会とは？～ジェンダーギャップ指数

2021を参考に～」という講演会を開催しましたがけれども、59名の参加者に対し、うち男性が16名の参加となっております。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症のため開催はできなかったものです。

令和元年11月に弁護士の須田布美子氏を講師にお招きし、「今、家庭で何が起きているのか？～DV・児童虐待・夫婦別姓・同性婚について法律的観点から考える～」という演題で開催した講演会につきましては、これはコロナ禍前の開催になりますので、全体の参加者人数が100名、うち22名の男性の参加者があったものでございます。

今後の男性への啓発の取組につきましては、確かに男女共同参画については、これまで女性の意見をより聞いて、様々な活動に生かすという部分がどうしても大きくなりがちであったと考えておりますので、今後はその部分は、私どもも男性が男女共同参画を推進するに当たって、必要なものなどについての意識を大きく持って、男性の啓発を進めていけるような施策について進めていきたいと考えております。

○橋本委員

ぜひ、男女ともにこの壁を乗り越えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎女性の健康週間について

続きまして、女性の健康週間に関しまして御質問いたします。

今定例会の一般質問にて、ライフステージに応じた女性の健康支援において、女性の健康週間への取組について質問いたしました。その際、本市では、この期間に限定したものではないが様々な恒常的取組をしていますという御答弁でした。

まず、この女性の健康週間とはどのようなものか、お示ください。

○（保健所）健康増進課長

女性の健康週間とは、女性の健康に関する知識の向上と女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の注意喚起を図りまして、女性の健康週間を通じて、女性の健康づくりを国民運動として各種啓発活動を展開するために、国が毎年3月1日から3月8日までの期間を女性の健康週間と定めているものです。

○橋本委員

国でも国民運動として取り組んでいるということが確認できました。

北海道でも多くの市町村で、この女性の健康週間について何らかの取組をしていますが、どのような取組があるか、幾つかお示ください。

○（保健所）健康増進課長

道内他都市で実施しております女性の健康週間の取組事例ということですが、ホームページやSNSを活用しているほか、女性の健康週間に関するポスター掲示ですとか、パネル展、あとは広報紙などによる周知などを実施しているものと承知してございます。

○橋本委員

私も調べますと、ポスターだけを貼るところもありますし、大々的にこの1週間、しっかり取り組んでいる市町村も見受けられました。様々な事情、また、この期間に限らず行っているところもあるようなのです。

まず、一般質問で女性の健康週間の国民運動としての効果や必要性への考え方を質問いたしました。その御答弁では、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心の喚起を図るため社会全体の啓発事業を展開することは重要だというふうに御答弁いただきました。

この御答弁から、この女性の健康週間が有する意味、意義というものは、最初に御答弁いただいた社会的関心の喚起、つまり、本市が恒常的な取組を常にいろいろ施策していただいているが、それに対しての広報活動だと理解できるのですが、いかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

委員に御指摘いただいておりますとおり、本市としては恒常的に取り組んでおりますけれども、女性の健康週間として、今後は広く周知していくことが重要なものと考えてございます。

○橋本委員

そのように理解してよいということで私も安心しました。

例えば、国民運動として有名なのが、平成元年にスタートした80歳まで20本の歯を残そうという8020運動というのは皆さん御存じだと思うのですが、これが始まった当初は7%にも満たなかった達成率が、28年かけて平成28年には50%を超えるという、国民運動の成功した一つと言えると思うのですが、このように、こういったことは地道に活動が続けるということが大事だということが分かります。

また、3月8日というのは国際女性デーといいまして、世界中で女性の権利や健康に対する機運が非常に高まり、ここ数年はSNSでミモザの花を写真で上げる方が大変多くいらっしゃいます。

例えば、本市における恒常的な取組のアピールというふうに考えて、女性特有の病気の検診週間にするとか、この後、少しお話ししますけれども、先日、予算特別委員会にて質問いたしました子宮頸がんのワクチンキャッチアップの接種対象者への公費接種の期限が来年に迫ってくるのですが、そういったものの啓発週間に利用するなどという考えがないかをお聞きします。

○（保健所）健康増進課長

本市では年間を通した恒常的な取組といたしまして、市のホームページによる女性の健康に関する周知を行っておりますが、今後につきましては、女性の健康週間における各種啓発活動として、女性特有の健康問題の周知ですとか、委員の御指摘のありました、子宮頸がんワクチン接種の勧奨を含めた市の事業について啓発していくことを検討していきたいと考えてございます。

○橋本委員

前向きに取り組んでいただけたら大変うれしく思います。

この質問の最後ですが、先日19日に厚生労働省が、働く女性が悩む月経困難症などの健康問題を把握するために研究班を立ち上げ約5,000人を対象にした実態調査に乗り出したという報道があって、皆さん見た方もいらっしゃると思うのですが、いよいよ国も動き出したという感じです。私も一般質問にて、健康経営の観点から月経関連疾患等の支援に関して質問し、市としては啓発してまいりたいという前向きと捉えられる御答弁をいただきました。

報道では、月経痛などに伴う効率低下で年間約3,628億円の経済損失が発生しているという試算も公表されておりました。今後、企業への働きかけとして考えられる方法を幾つかお示してください。

○（保健所）健康増進課長

企業への働きかけに関しましては、健康経営の普及推進及び健康寿命の延伸に関する協定を締結しております企業と連携を図った周知活動を展開していくことや、企業に対する健康教育の実施などを行ってまいりたいと考えてございます。

○橋本委員

◎子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種について

続いて、子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種について先日、予算特別委員会で質問させていただきましたが、改めて確認させていただきます。

まず確認したいのですが、なぜ子宮頸がんワクチン、以下、HPVワクチンと言わせていただきます。

このキャッチアップ接種対象者へのフォローがどうしても必要かということを改めてお聞きします。

○（保健所）保健総務課長

子宮頸がんワクチンは、平成25年6月14日付の厚生労働省の通知によりまして、積極的な接種勧奨が差し控えられておりましたが、令和3年11月にこの通知が廃止されております。

この期間、HPVワクチンの接種を逃した方々に公費で接種できる期間を設けているものがキャッチアップ接種ということになります。

このキャッチアップ接種期間は令和4年4月から令和7年3月までの3年間でございまして、全額公費で接種を受けることができますけれども、この期間の後には、接種費用は全額自己負担となるため、フォローが必要というふうに認識しているところです。

○橋本委員

さらに改めてお聞きしますが、キャッチアップ接種の対象人数、そして現時点でのキャッチアップ接種対象者の接種人数と未接種の人数をお示してください。

そして、その結果に率直なお考えがあればお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

キャッチアップ接種の対象人数でございまして、令和5年度の対象者で申し上げますと3,212人というふうになっております。そして、接種者の人数でございまして、令和4年度の時点では165人でしたが、令和5年4月から7月までのデータでは123人となっております。したがって、令和5年7月時点の未接種者は3,089人となっております。

そして、これに対する感想といたしましては、未接種の方が大勢いらっしゃるものであるというふうに感じているところであります。

○橋本委員

今、言っていただきましたが、令和4年度は1年間通して接種した結果が165人に対して、今年度4月から7月の4か月で123人が接種しているというところを見ますと、この先、この勢いで増えていくと、よい傾向が見受けられる可能性があるというふうに私はこの数字から思ったのです。

増えている要因で考えられるものがあれば、お答えください。

○（保健所）保健総務課長

令和4年度と比較して令和5年度は、キャッチアップ接種者数が増えている要因ということですが、令和4年度まではHPVワクチン接種を受けようとする行動に対して、新型コロナウイルス感染症の影響が少なからずあったのかというふうに思っております。

また、令和5年度につきましては、9種類の型のHPV感染を防ぎ、より予防効果が高い9価ワクチンが選択できるようになったことも増加した一因ではないかというふうに考えております。

○橋本委員

前回確認した内容の中で、この9価ワクチンが今年度から定期接種になりましたというお知らせは、通常の定期接種の方プラス、キャッチアップの方にも通知したというふうに伺っていたので、通知したこともすごく影響しているのかというふうに思います。通常の定期接種のキャッチアップも、まず気づきの回数が増えることが肝心かと思うのです。

予算特別委員会でもお話ししましたが、先ほど申し上げましたように、特に期限がキャッチアップに関しはあります。公費で受けようと思うと来年の9月中には1回目を最短で受けなければ、高額なワクチン費用がかかってしまうということもあります。

前回、キャッチアップの接種の方へのお知らせ方法に、はがきなどを使うことが考えられるというふうに御答弁いただきました。私も本当にいろいろな場面で、このはがきで送るということは大変効果があるのではないかと

うふうに思っております。

繰り返しますが、キャッチアップ接種には期限があること、自費になった場合の費用などをしっかりはがきに明記して、手に取ったときにすぐ目に飛び込むようなやり方というのが一番効果があるとも思います。

確認いたしますが、封書より、はがきは費用も当然、抑えられますので、封書で1回送るところをはがきだと2回送れるみたいなことも考えられるかと思ひますし、視覚に訴えることで効果が高いというふうに考えていると理解してよろしいでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

未接種者への通知につきましては、令和4年度、令和5年度と封書でお知らせしてまいりました。封書と比較しまして、はがきのほうが情報伝達に有利かということは一概に言えないのかもしれませんが、今までの2回と手法を変えまして、個別のお知らせを行うということは意義があるというふうに考えております。

はがきは裏面を返せば、委員の御指摘のとおり、すぐに読むことができますので、周知について一定の効果が期待できるのではないかというふうに考えております。

○橋本委員

予算特別委員会でもお話ししましたHPVワクチンを自費で接種する場合の9価ワクチンの場合で1回2万5,000円と金額をお示しいただきました。これが病院で受けるとなるともう少し上乗せされて3万円前後みたいな病院もあるかというふうに思ひます。

現在、ホームページで、子宮頸がんを検索すると出てくるページに、接種費用が自費になった場合の金額が1万5,000円から2万円となっています。これだと3回受けると4万5,000円から6万円、先ほどの2万5,000円と少し乖離があります。そこがどうしてかといういろいろ見ていると、保健所のホームページ内の子宮頸がんのページは健康増進課が所管して、HPV子宮頸がん予防ワクチンについてというページは保健総務課の所管になり、お互いにリンクを貼った状態ではあります。

まず、現在の健康増進課の子宮頸がんのページの内容をお示してください。

○（保健所）健康増進課長

健康増進課の子宮頸がんのページにつきましては、子宮頸がんという疾患の説明ですとか、ワクチン接種による予防、子宮頸がん検診の大切さ、子宮頸がん検診の受け方などについて掲載しております。

なお、委員の御指摘がありましたとおり、ワクチン接種の部分につきましては、古い内容が現在記載されておまして、9価ワクチンの内容が記載されておみませんので、古い内容の情報が記載されております。近日中には正しい内容で更新させていただきたいと考えております。

○橋本委員

課がまたがることというのは、往々にしてあるかとは思ひのですけれども、目指す方向が同じであるのに、情報に相違点があつて、またそういった相違点の更新内容が確認できないみたいなことが起こるのは、改めていかないといけないと思ひます。

相互にリンクは今、貼っている状態ですけれども、分ける必要性についてお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

子宮頸がんにつきましては、健康増進課と保健総務課の2課に業務がまたがっているという関係から、それぞれでページを作成しておまして、関係する項目として相互にリンクを貼っている状況でございます。

委員の御指摘があつたとおり、それぞれ食い違った内容が掲載しているということも問題になりますので、今後につきましては、2課で連携しながら正しい情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

○橋本委員

繰り返しますが、キャッチアップ接種の方が全て公費で接種するためには、令和6年9月末までに1回目を接種

しないと全額公費では受けられないという期限が迫る中、この金額が本当に自己負担になった場合に、その接種の可否という判断にどうしてもなってしまうと思うのです。ですから、ホームページで子宮頸がん、逆に子宮頸がんワクチンのどちらで検索しても正しい情報で提供できるようにお願いいたします。

◎子宮頸がんワクチンの男性への接種について

続いて、HPVワクチンの男性への接種に関して質問させていただきます。

令和4年6月に青森県平川市が男性のHPVワクチンの接種に助成制度を準備しているということが分かったとして、全国初の取組と報道され、インターネット上では相当に称賛の声が上がったようでした。同年8月より助成が始まりましたが、同じ年の10月には何と隣の余市町でも全額助成が始まっております。

この男性のHPVワクチンを接種することにどのような目的、意義があるか御説明ください。

○（保健所）保健総務課長

子宮頸がんは、主に性交渉を通じて感染するため、男女ともに広くワクチンの接種が進むことで集団免疫を獲得し、HPV感染拡大を抑えることができると考えられます。

また、男性自身にとりましても、肛門がん、陰茎がんなどの予防に効果があるということが言われているところでもあります。

○橋本委員

このHPVのリスクというのは、当然、男性も病気の原因になりますし、これは女性だけが取り組んでも、パートナーがそういったウイルスを持っているという状態ですと効果が半減してしまうというもののなのです。

現在、日本では2020年12月から、肛門がんなどの病気の予防を目的として、9歳以上の男性に4価のワクチンを接種できるようになっています。女性同様3回接種するのですけれども、助成されませんのでこちらは実費になります。

男性への定期接種化について、国、厚生労働省などの現段階での検討状況をお示してください。

○（保健所）保健総務課長

現在の検討状況ですけれども、令和5年8月24日付で国の質疑応答が出ておりまして、それによりますと、男性に対するHPVワクチンの接種については、予防接種法の定期接種に位置づけるかどうかについて、審議会において令和4年8月から議論を開始しており、現在、国立感染症研究所に対し、有効性、安全性に係るエビデンスを整理したファクトシートを依頼しているところであるというふうに承知しております。

○橋本委員

まだ国では取組を始めたばかりというのが分かりました。

将来的に、国が定期接種しますとなれば、市でも取り組めるのかと思うのですけれども、この取組に関して、例えば市民のHPV感染リスクを減らすというのは当たり前なのですけれども、早く取り組むことで新規性、注目度が高く、子育て世代への政策などのイメージによいということや、また、男性の取組の啓発が女性の接種率、また検診率を上げる可能性もあるのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

今の御指摘の中で、特に男性が接種することで、パートナーの女性のHPVワクチン接種への意識も高まるということも期待できますので、委員の御指摘の意義ですとか、効果もあるのではないかというふうに考えております。

○橋本委員

男性も、実は大学生などが、定期接種化してほしいという1万5,000人の署名を厚生労働省に提出したという事実もございます。今後、定期接種化されていないワクチンを市で助成というのは、本当にハードルが高いというのは、非常に感じているところなのですが、検討課題として取り上げるというところがまず大事だと思うのです。時間はかかっても、こういう問題があるのだということを念頭に置いて取り組んでいただければと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後3時09分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

みらいに移します。

○中村（岩雄）委員

◎周産期医療について

それでは、みらいの白濱議員の代表質問で、小樽市の周産期医療について伺いました。その中で、令和6年2月以降、おたるレディースクリニックに通う妊婦はどのような流れで出産を迎えることができるのかをお尋ねし、御答弁いただいたわけですが、これに関連して質問いたします。

まず、市内で出産を希望する妊婦については、小樽協会病院が引き継ぎ、出産まで対応することになりますが、母体や胎児に疾患があり、ハイリスク分娩が見込まれるケースは妊娠30週目を待たずに早期に小樽協会病院に引き継ぐとのことですが、小樽協会病院が取り扱ってきたハイリスク分娩について把握している事例がありましたらお示してください。

○（保健所）保健総務課長

ハイリスク分娩の内容につきまして、小樽協会病院にお聞きしたところ、令和2年から令和4年の3年間の事例といたしまして、妊娠糖尿病、妊娠高血圧、甲状腺機能異常、てんかん等の精神疾患合併などの例があり、年間で平均70件ほど取り扱っているということを把握しております。

○中村（岩雄）委員

そういった症例の方が30週目を待たずに、小樽協会病院に引き継ぐことができるということが分かりました。

次に、小樽協会病院として個室の確保やリフォーム、新生児室の整備などの検討を始めていると伺っています。分娩数が現在の年100件から150件から少なくとも2倍になることを想定し、さらに、ここ3年間はCOVID-19陽性妊婦の入院管理や分娩にも対応されてきました。小樽市並びに後志に必要な施設として、今後、感染対策に特化したLDRをもう1床増床したい旨、ドクターから伺っています。

保健所長と保健所総務課も院内見学をされたと聞いておりますが、LDR増床についてお考えがあればお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

8月末に保健所長と保健総務課長で訪問してまいりました。LDRの増設の考えということでございますが、訪問した際にはLDRは使用中で中を見ることはできませんでしたが、外から資料を用いてドクターから説明を受けたところであります。

LDRの増設を含めました院内設備の拡大、充実につきましては、必要なものということであれば、小樽協会病院としての意向を確認した上で、北後志周産期医療協議会の場で必要な支援を検討していくことになろうかというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

意向が確認できれば、検討したいということですのでよろしいですね。ぜひ、重要な施設ですので、希望をかなえてあげていただきたいというふうに思います。

次に、医師確保について伺います。

産婦人科、小児科とも小樽協会病院で増員いただけるよう現場の黒田医師や小児科から札幌医科大学の各教授へ働きかけをしているとお聞きしております。

小樽市長、それから医師会の会長、保健所長も札幌医科大学に対してどのような働きかけをするのかをお伺いいたします。

○（保健所）保健総務課長

できるだけ早い時期に、市長と保健所長が札幌医科大学の医局を訪問しまして、本市の周産期医療体制の維持のため、派遣医師の増員を強くお願いする予定であります。

その他の関係者につきましては、今後、調整してまいりたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

大事なポイントだと思いますので、しっかり行っていただきたいと思います。強く希望しておきます。

次に移ります。

令和6年2月以降、おたるレディースクリニックでは、妊娠30週目までは妊婦健診を行います。小樽協会病院に健診情報がない妊娠30週前の妊婦が夜間に緊急搬送された場合などに、適切な治療のためには、両医療機関で情報共有することが望ましく、システム化の導入を検討するとの答弁をいただいています。

そこで、システム導入の見込みについて伺います。情報共有システムについては、2施設間で重要な課題であり、現場からも、地域のお産を守るために重要な導入であるという強い要望があります。

ひかりワンチームS Pや小樽市立病院にサーバーのシステムがあると聞いていますが、どのようなシステムが望ましいのか、現時点でのお考えがあればお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

今お話のシステムというのは、おたるレディースクリニックと小樽協会病院双方の間で運用していただくものでございまして、要件としては、必要な妊婦情報を共有する機能を備えて、セキュリティー対策が確立していることが必要でないかというふうに考えております。

市といたしましては、まずは両医院の間で協議していただきまして、導入したいシステムを固めていただき、それからイニシャルコスト、ランニングコスト等の条件を勘案しながら、北後志周産期医療協議会において必要な支援を検討していくことになるというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

この情報共有のためのシステム確立も大変重要なポイントになると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから次に、小樽協会病院で分娩後出血などリスクを生ずる患者については、これまで同様に小樽市立病院で受け入れるとのことですが、これまでの受入れの内容、実績について御説明ください。

○（病院）事務課長

これまで小樽市立病院では、小樽協会病院には限りませんけれども、心臓の疾患など合併症がある妊婦については出産後に受入れをしております。

また、出産において最もリスクの高いと言われます分娩後に出血が止まらなくなった患者の受入れをいたしまして、外科的な処置をしてきてございます。

○中村（岩雄）委員

小樽協会病院と小樽市立病院との間のことですが、また今後、小樽市立病院から小樽協会病院へ医師を派遣するということですが、医師派遣に関する協定書があると思うのですが、この内容について御説明ください。

○（病院）事務課長

派遣の内容につきましては、9月から月に1回程度、金曜日の17時から月曜日の朝の8時まで、または金曜日の17時から日曜日の17時までの宿日直業務を行うものとなっております。具体的には、その間に必要となる帝王切開などへの対応ということになります。

○中村（岩雄）委員

引き続きよろしくお願いしたいと思います。

次に、今後とも周産期の存続というのは、小樽市や後志地域にとっても大変重要な事柄ですので、ぜひ小樽協会病院の支援が必要と思います。

令和6年2月以降の市の周産期医療、分娩体制について、例えば市の広報紙で周知するというような考えはあるのか、お聞きします。

○（保健所）保健総務課長

今後、市内で分娩ができなくなるということではなくて、引き続き小樽協会病院で分娩を取り扱っていくことを周知することは重要であるというふうに考えております。

妊婦健診は市内3か所、小樽協会病院、おたるレディースクリニック、新開レディースクリニックの3医療機関が行っているということと併せまして、委員の御提案のとおり、市のホームページですとか、広報おたるを含めて周知の方法について検討してまいります。

○中村（岩雄）委員

◎塩谷児童センターの小学校内への移転について

次に、塩谷児童センターの小学校内への移転について伺っていきます。

令和4年第1回定例会、厚生常任委員会で報告がありました件についてお伺いいたします。

このときの報告では、様々な課題があり、今後も十分な協議を行う必要があることから、令和4年度の小学校への移転は先送りするとのことでした。今後については、引き続き課題整理を行って、利用方法等の整理がついた時点で、改めて報告をするということでした。

その後の経過をお伺いしたいと思います。

○（こども未来）主幹

令和4年第1回定例会以降の経過についてですが、町内会関係者や学校関係者と意見交換を行い、庁内において課題の共有や今後の進め方を協議しているところでありまして、利用方法等の整理につきましても引き続き検討しているところでございます。

○中村（岩雄）委員

そこで再確認のためお伺いしますが、この小学校への児童センターの移転は、白紙になったということなんでしょうか、それとも引き続き、よりよい移転の仕方を探っているのでしょうか。小樽市公共施設長寿命化計画の塩谷児童センターの塩谷小学校への移転という方針は、生きているのでしょうか、お聞きします。

○（こども未来）主幹

公共施設長寿命化計画におけます塩谷児童センターの小学校への移転の方針につきましては、現時点でその方針に変更はございません。

○中村（岩雄）委員

ところで、全国他自治体の事例を参考にしながら検討するということでしたけれども、その後、調査の結果で好事例があれば御紹介いただきたいと思います。

○（こども未来）主幹

いろいろ調査はしているのですけれども、今回考えております児童センターの小学校への移転による施設の複合化に関しまして、参考となる事例は現時点では見つかっておりませんので、引き続き調査してまいりたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

引き続き調査していくということです。地元の方々も大変注目していると思いますので、ぜひ調査の研究をよろしくお願ひしたいと思います。

◎正看護師養成学校について

次に、正看護師養成学校について伺っていきます。

医療法人社団心優会は、2026年度に4年制の正看護師養成学校の開校を目指しております。7月31日、医療法人社団心優会と小樽市、小樽市医師会は3者協議会を開いています。市は今夏中に学校設置場所の決定を働きかけていますが、新聞報道によりますと有力候補のウイングベイ小樽への入居について、株式会社小樽ベイシティ開発と家賃などの条件面で折り合っていないとのことです。市長は開校スケジュールからして今年の夏がタイムリミットとの認識です。

そこで、令和8年4月の開校に間に合うのかどうか、この辺をお尋ねします。

○（保健所）次長

令和8年4月の開校に間に合うかどうかということについての御質問ですが、現時点では開設時期について変更が生じるということは想定しておりません。ウイングベイ小樽の入居の判断につきましては、現在も協議を継続しておりますので、できるだけ早い時期に結論が出るように作業を進めたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

そこでお伺いするのですが、7月31日以降の協議会は、今後どのように予定されているのでしょうか、その辺をお知らせください。

○（保健所）次長

今回の協議会の開催時期は、今段階ではまだ決まっておりません。現在、事務レベルで協議を進めておりまして、ただいま申し上げましたとおり、入居に関する協議は続けておりまして、特にウイングベイ小樽で看護学校を開設するための要件につきまして、北海道庁へも確認しなければならないことがありまして、その確認には、通常そういうのは運営法人が行くのですけれども、我々保健所も運営法人と共に北海道庁に行きまして、対応したいということで作業を進めているところでございます。

○中村（岩雄）委員

これは私どもの考えではありますが、家賃の面で隔たりがあるというようなことでしたら、それを無料になるような思い切った手だてで、これはもう勝手なこちらの思い込みで答弁は要りませんけれども、そういう思い切った手だてが必要なのではないかというふうに思うのですが、小樽市も心優会と共に支えていくという強い前向きな姿勢が必要だというふうに思います。特に正看護師養成学校というのは、公的な役割が強いと思うのです。これを全て民間に委ねるということは無理かというふうに思います。

例えば、仮にスタートをできたとしても継続するということでは、やはり疑問符がつくのではないかと思います。また、学校として生徒を集められるかということもあります。ですから例えば、これも私の一方的な考えですが、期間や時間の縛りをかけるにしても、例えば授業料を最初は無料にするというぐらいの思い切った手だてを考

えてはいかがかと思うのですが、いろいろ制約もあるから答弁は難しいと思いますけれども、何かお考えがあればお聞かせください。

○（保健所）次長

市といたしましても、市内での看護人材確保のためには、地元での看護師養成ということは大変重要であるというふうに考えておまして、既設の小樽看護専門学校の運営に関しましても、現在、支援を行っているところでございます。

今後、新たな看護学校の設置、運営に関する支援についても、検討を加速してまいりたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

それから、これも勝手な提案になると思いますけれども、現在、市の看護学院でも正看護師を社会に送り出しているわけですが、公費というか8,000万円ほどの資金が投入されております。これもよく出る話なのですが、この看護学院のラインとほかにもう1本、今、扱っているこの件、ラインを市はもう1本つくるほどの思い切った決断も今後、必要になってくるのではないかという意見もあります。かなり思い切った案だと思いますけれども、これについて、もし何かお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（保健所）次長

委員の御指摘のラインというのが、恐らく、新しい看護学校に対する支援というのを強力にやっていく必要があるのではないかというふうに解釈するのですけれども、小樽市立高等看護学院のほかにもう1校、看護学校ができるということです。

もう一つできる看護学校というのは、カリキュラムの仕組みが昼間定時制、昼間の定時制といいまして授業が午後からになると。午前中は医療機関等で仕事ができるということで、今の小樽市立高等看護学院とは少し違うカリキュラムの学校になるということで、そういうところに対する支援も、先ほどの答弁と少しかぶるかもしれないのですけれども、市内の看護人材の確保、育成ということで意味があることだと思いますので、支援策については、引き続き検討を加速してまいりたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

この新たな看護学校を卒業する方々というのは、小樽市で生活し、小樽市に税金を納めて、小樽市で暮らして、小樽市で子供を育てるという方々が多いと思うのです。貴重な人材だと思うのです。やはりこういう方々を大事にして、可能な限りの市の支援をしてあげていただきたいというふうに思います。

◎町内会活動支援について

次に、町内会活動支援について伺っていきます。

町内会館周辺の除雪支援について、業者にこれまで町内会が委託していたわけですが、燃料費などの高騰によって除雪費が3割程度値上がりしております。その費用工面など大変苦慮しているというふうに聞いているのですが、電気料の値上がりに伴い、街路防犯灯の電気料増加分を一定程度補助するというにはなっているのですが、この問題についても同じように補助できないかどうか、お考えをお聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

ただいまの除雪委託等に関わる部分の経費への支援についてでございますけれども、除雪に限らず、町内会でいろいろな部分で管理をするのに経費を持っているというところとあっておまして、昨今の物価高騰の中でいろいろな管理経費に支援が必要な状況が発生しているということは、私どもも認識しております。その中で、令和5年度予算には、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対応分という形で、単位町内会の組織割というものを上乗せしまして、そういった管理経費に充てていただけるような形で調整をしている状況でございます。今後に向けても、この部分の調整も考えながら、また、様々な経費は、管理経費以外にも、イベントを開催する経費ですとか、

そういったいろいろな形の支援が求められる声も聞いてございますので、いずれにしましても、そういったものも含めて総合的に優先度を踏まえながら考えていきたいというふうに思っております。

○中村（岩雄）委員

次に、市のホームページを活用した町内会活動の周知に対する支援について伺います。

各町内会では、子ども会や敬老会、お祭り、スマホ教室、茶話会など様々な催物が行われており、総連合町会では、それら町内会活動の周知のために、広報誌コミュニティを年4回発行して、各町内会で回覧しております。しかし、紙面の締切り上などの制約から時宜を得た町内会活動の紹介も行うことが難しいと聞いております。

市では総連合町会との協議の中で、市のホームページを活用した町内会活動の紹介を検討しているとのことですが、具体的な内容と試行的な取組として、年度内の早期の実施の可能性など、現時点でのお考えをお聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

町内会活動の市のホームページでの発信についてでございますけれども、こちらに関しては総連合町会との協議の中で、実際に令和6年度からの実施に向けて準備を始めたところでございます。これは特に予算を伴う取組でもないということで、紹介の方法は進めながらも改善や工夫ができることを考慮しまして、令和5年度中から早速準備を始め、試行的に発信できるものは発信するようなことも踏まえて、早い段階で進めていこうと考えております。

○中村（岩雄）委員

次に、シニア層対象のスマホ教室と町内会活動の担い手づくりについて伺います。

現在、小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成金を財源にして、札幌学院大学の学生たちが各町内会でスマホ教室を令和3年度から始めております。受講者からは、丁寧できめ細やかに教えてもらえるために、大変好評を得ているというふうに伺っています。

まず、スマホ教室の令和3年度、令和4年度の事業実績、実施回数ですとか主な町内会名、受講者数、それから、令和5年度の現状をお聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

小樽市ふるさとまちづくり協働事業を活用した団体の町内会を対象としたスマホ教室の実施状況でございますけれども、まず令和3年度に関しましては3町内会、石山町会、入船六三町会、桂岡町内会の3町内会でございまして、計7回実施しまして、参加人数が50名となっております。

また、令和4年度に関しましては、この3町内会に加え、新たな町内会も入りまして、7町内会で10回の開催、参加人数が104名という形になっております。

また、令和5年度でございますけれども、これは8月までの実施分として聞き取った段階では、現時点で6町内会、6回、参加人数が59名という報告を受けている状況になっております。

○中村（岩雄）委員

総連合町会では、この団体と当初から連携、協力し、スマホ教室実施を進めてきておりますが、そもそも総連合町会が目的としているのは、単にスマホ教室でシニアの方がスマホの操作に習熟することだけではなくて、スマホ教室で知り合った参加者同士が写真や動画を交換することなどを通して、顔見知りとなり、親しくなることで、町内会活動の新たなスタッフ、後継者づくりへとつなげていこうとの考えがあると聞いております。

また、スマホ教室の講師役である大学生との交流を通して、町内会活動に関心を持ってもらって、イベントなどの活動に応援スタッフとして参加してもらうなど、町内会活動に若者の参加を促すことも目的としているというふうに聞いています。総連合町会の町内会活動の担い手づくりを目指したスマホ教室の展開について、市としてどのような考えをお持ちでしょうか。

それから、総連合町会では、今後もこの団体を中心にスマホ教室の開催を続けていきたいというふうに思っております。先ほど述べた助成金制度は3年度限りで、本年度が最後の助成となるとのことなのですが、次年度以降の開催ができるのか危惧しているとのこと。市として何らかの支援策、団体への支援、あるいは総連合町会への事業支援などについて考えていることがありましたらお聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

まず、総連合町会の御提案の担い手づくりを目指したスマホ教室の展開ということにつきましては、私どもも例えばの例で申しますと、一般的にデジタルの知識や技術にたけていると考えられる若年層に、例えば教室を開催する際に声かけをして、デジタル化の推進役を担ってもらうような、そういった取組を通じることによって、町内会を身近に感じてもらうことにより、町内会活動への参加の促進、そして、成り手の発掘にもつながっていく可能性があるというふうに考えてございまして、これは総連合町会の提案と意見が一致するところでございます。

また、小樽市ふるさとまちづくり協働事業を活用した町内会を対象としたスマホ教室の団体への支援ということでございますけれども、小樽市ふるさとまちづくり協働事業の中では3年間の交付ということで、4年目以降という形にはなってございませんけれども、実際にこの3年にわたり町内会との関係も築いていただいている実績というのもございますので、そういった中で町内会の状況も把握している団体という認識もございますので、今後も当団体とは情報交換を続けまして、どういう形で進めていけるかは、今後の検討になっていくかと思っております。

○中村（岩雄）委員

次に、各部から要請のある資料などの回覧方法についてです。

市の各部から、多種多様な資料などが各町内会に郵送され、回覧要請されておりますけれども、各部によって回覧要請の時期がまちまちのため、送られた資料を各町内会が各班に仕分し、班長に配るなどの作業が煩雑で膨大なために大変苦勞されているというふうに聞いております。他都市の中には、各部のその資料を担当課が集約して、月1回各町内会に配布する方法を取って、このような作業の軽減を図っている例があるというふうに聞いております。

小樽市でも、他都市の回覧物配布方法を調査して、できるだけ早期に回覧配布の改善を行い、町内会の回覧作業の軽減に努めていただきたいと思いますと考えますが、市の考えはいかがでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

ただいまの回覧物の取りまとめに関してでございますけれども、やはりなかなか回覧物と申しまして、年間を通じて、いろいろな時期にいろいろな配付物が発生するというのもございまして、一度に全てを集約というか、各課であれば周知したい時期とかもまちまちということもありますので、一度に全てを取りまとめるという形にはなかなかならないとは思いますが、ただ、時期とかを合わせて、集約可能なものがまとめられれば、それはもちろん効率的であると考えますので、その辺をうまく取り入れるような工夫は、今後、行っていきたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

また、町内会に回覧した資料などを市のホームページに町内会回覧資料として一度に閲覧できるようにすると、いつでも見たいときには回覧物を見ることができて便利だとの意見があります。このような取組を実施できるかできないかも併せてお考えをお聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

回覧物の情報を市のホームページにまとめて掲載し、そして閲覧できるような形でホームページに掲載しているというところは、道内自治体でも見受けられますので、こういったところを参考にしながら、また、情報などもいただきながら、さきにお話ししました町内会のイベント情報の発信も併せて、試行的な発信ができるかどうかも含めて、段階的に進めていければというふうには考えております。

◎新型コロナウイルスワクチン接種について

○中村（岩雄）委員

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてお尋ねしていきます。

現在の感染状況についてお聞きします。

市内のある病院のドクターの話によりますと、平日の発熱外来で、例えば10人の患者が来れば、8人までは新型コロナウイルス感染症だというお話を聞きました。これは過去のピーク時に匹敵するとのことでした。

その上で、小樽市の感染状況をお知らせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

現在の感染状況についてですが、感染症サーベイランス上の定点報告数は、5類移行直後の5月2週目から8月にかけて多少の増減はありますが増加傾向となり、8月の二、三週目にピークを迎えました。その後、直近ではやや減少し2週間が経過しています。今後、再び増加に転じる可能性はあるものと考えております。

○中村（岩雄）委員

この小樽市の状況というのは、これは小樽市が決めることではないと思うのですが、新聞報道などで言っておりますが、小樽市も第9波と言っていい状況なのでしょうか、その辺のお考えをお聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

第9波の定義に正式なものはありません。全国的な感染状況では4月以降、緩やかな上昇傾向にありましたが、直近の週では、小樽市同様に若干の減少が見られます。

○中村（岩雄）委員

第9波とは言えないと、分からないということですね。判断できないということが分かりました。

それでは、これまでも流行株というのは盛んに報道されてきましたけれども、現在の流行株というのはどういうものになりますか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

現在の変異株の発生動向についてですが、XBB系統の割合が大部分を占めています。

○中村（岩雄）委員

それに合わせてワクチンが開発されていると思うのです。今回の秋開始接種もそういうワクチンが使われると思うのですが、そのワクチンはどういうものがありますか、お知らせください。

◎新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

今回使われるワクチンにつきましては、最近の流行株に合わせまして、今回開発されたワクチンでございまして、ファイザー社またはモデルナ社のオミクロン株XBB1.5対応1価ワクチンとなっております。

○中村（岩雄）委員

それでは次の質問です。12歳以上について、現在示されている国からのワクチン配分は何回分でしょうか。それと一緒に聞きますけれども、小樽市での対象者数は何人でしょうか。ワクチン配分が足りないというふうに聞いているのですが、その辺はどのように調整されるのでしょうか、お知らせください。

◎新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

8月21日現在、国から本市に配分される12歳以上のワクチンは、ファイザー社1万6,560回分、モデルナ社4,470回分、合計2万1,030回分となっております。本市の12歳以上の対象者数は約8万7,420人となっておりますので、対象者の人口に対して、配分は24%程度となっております。

国では接種状況を見て、次のワクチンを配分する予定となっておりますので、ワクチン確保量に合わせまして、接種券の送付順位をつけまして、送付件数を調整しながらお送りしていくこととしております。

○中村（岩雄）委員

ワクチン配分は足りていないけれども、調整によって大丈夫だというふうに捉えます。調整できるということだろうと思います。

それでは次に、今回、集団接種を行わないということなのですが、この理由についてお話しください。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

秋開始接種におきまして、集団接種を実施しない理由でございますけれども、まず、秋開始接種の接種体制を検討するに当たりまして、市内の医療機関に意向調査を実施したところ、52か所の医療機関で実施可能と回答いただきました。

また、土曜日に接種可能な医療機関が17か所、土曜日、日曜日に接種可能な医療機関が2か所ございましたので、医師会と相談の上、集団接種を実施しないということにいたしました。

○中村（岩雄）委員

私は、どちらかというと集団接種で接種してきましたので、それで少し心配でお尋ねしたという次第なのですが、分りました。

次に、コールセンターについてお尋ねします。

令和5年12月28日で終了するということなのですが、その後はどのようにすれば問合せができるのかということと、今までコールセンターで私たちも慣れてきていますので、これがなくなることによって、市民周知にもよろしいでしょうけれども、混乱は起きないのだろうかという心配があります。これについてはどのように説明されますか、お願いします。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

コールセンターが12月28日をもって終了いたしますけれども、接種予約は直接医療機関へお電話をするというふうにさせていただきますし、そのほかの各種お問合せでございますが、市のワクチン接種対策本部で対応させていただきます。市民の皆様には、現在お送りしている接種券などに12月28日で終わるということに記載させていただいております。

そういうことで、市民の皆様には広報おたる、市のホームページなどにより御案内をさせていただくとともに、令和6年1月31日まではコールセンターにお電話をかけたときには、音声案内によりまして、市のワクチン接種対策本部、電話番号0134-27-1221を御案内するというにさせていただいております。できるだけ丁寧な御案内をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

◎紹介制の実施状況と地域医療支援病院承認申請について

○中村（岩雄）委員

それでは最後に、地域医療支援病院承認申請についてのことになりますけれども、これまでの準備の経過を簡単に説明していただきたい。その中で、一番苦心された点は何でしょうか。承認要件最大のハードルであります紹介率、逆紹介率かと思いますけれども、この辺についてお話しいただきたい。

それから、地域医療支援病院になった場合のメリットは何でしょうかという質問です。

最後に、並木病院局長が常々おっしゃっているトヨタのカイゼンの考え方をどのように経営に生かされておりますか。

また、市民への周知の方法とスタートする際の窓口の体制はどうかをお話しいただきたいと思います。

○（病院）患者支援センター主幹

まず、申請に向けての準備の経過ということでございましたが、令和4年9月ですけれども、第3回定例会、厚生常任委員会で消化器内科の紹介制導入試行を報告して以降、まず紹介制の試行ということで、令和4年10月、消化器内科、本年2月、呼吸器内科、循環器内科、眼科、そして本年7月、泌尿器科が紹介制試行を開始しております。

す。

あとは、医療機関向けに地域医療説明会というものを行っておりまして、昨年10月に小樽市内医療機関向けに行っております。11月には余市町の医療機関向けに実施しております。12月に羊蹄地域、岩宇地域、寿都地域医師会向けに実施しております。

続きまして、議員向けの勉強会ということで、本年の2月と5月、これからの地域医療連携についてということで、勉強会を開催しております。

また、本年7月に町内会長と市との連絡会議の中で、市からのお知らせとして御説明させていただいております。

次に、苦心されたところということでございましたが、まず医療機関に対しまして、機能分化と医療連携の必要性について御理解いただくための説明に時間を費やしております。市民の皆様に対しましては、紹介状をお持ちになっていただく必要性について御理解いただくのに特に配慮が必要であったというふうに感じております。

また、昨年6月までは承認要件の一つである逆紹介率が、承認要件の70%を満たしておりませんでした。そこで、逆紹介率向上、あとは地域医療支援病院の承認に向けてということで、病院長を中心に院内の各種会議等の中で、院内の機運醸成を図り、職員へ働きかけ、業務の洗い直しを行ってまいりました。結果として、令和4年度の逆紹介率は向上しまして、紹介率と合わせて承認要件をクリアしましたが、逆紹介率の向上は病院全体で苦勞しながら取り組んだものの一つと考えております。

地域医療支援病院になった場合のメリットということでございますが、当院が地域医療支援病院となった場合、地域医療提供体制を維持することに寄与でき、住民が住み慣れた生活圏内で様々なサービスを包括的に提供される地域包括ケアシステムの一つの機能としての役割を担うことができることがメリットというふうに考えております。

また、医療の効率化を進めることにより、待ち時間の減少や重症度の高い患者には速やかに適切な医療の提供を受けることが今後も可能となることがメリットになるというふうに考えております。

○（病院）事務部長

私からは、委員から御質問ありました病院経営のカイゼンという部分でお答えさせていただきたいと思えます。

カイゼンというのは、うちの局長がホームページに載せておりますトヨタのカイゼンのことかと思えますので、その観点で御回答させていただきますけれども、日本の企業で業務改善ということではいいまして、トヨタのカイゼンが代表的なものというふうになっております。このカイゼンが、今年の5月にトヨタ記念病院が新築開業しておりますけれども、そこでどのように生かされたかということを医療情報誌に紹介されておりましたので、これを局長が見まして、その具体的な内容などを紹介して、当院もこの取組の活用を考えていますという旨を、8月末に院内の電子情報板ですとか、当院のホームページにアップしたというところでございます。

そういう意味では、カイゼンという言葉を使って考え方を示しましたが、つい先日でございますので、具体的なカイゼンの取組を何かお示しするというような段階にはまだございませんけれども、カイゼン自体は、問題解決とか業務改善を継続して取り組むということの考え方でございますので、これを成功させるためには、組織のトップの適切な意識改革が最も大切だというような言われ方をされております。

ですので、当院のトップである局長が、そういう意識を持ったということそのものが、ある意味、病院経営にカイゼンが取り入れられたという要素の一つだというふうに考えております。

○（病院）患者支援センター次長

今の最後の質問で、地域医療支援病院に向けての今後の周知活動、また、承認された後の窓口対応について御質問がございました。

周知活動につきましては、現在も紹介制の拡大に伴い、各種ホームページ、また院内の掲示なども行っておりますし、広報おたる10月号につきましては、今後の医療の機能分化と連携強化についてということで、当院が地域医

療支援病院を目指している旨の特集記事を掲載する予定でございます。

また、地域医療支援病院に承認された後になりますと、新規患者の動線が変わってきますので、現在、各種先進都市を視察しております。今後、地域医療支援病院になった際の施設改修も含めて混乱が起きないように、どのような患者の動線がふさわしいのか今検討を進めているところでございます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎小樽市内の感染症について

まず、小樽市内の感染症についてお伺いいたします。

一般質問、予算特別委員会でも質問をさせていただきましたが、これに関連し、ほかの感染症についても質問させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてお伺いいたします。

5月8日以降の小樽市内の感染者数を月別でお聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

5月8日以降の定点報告による感染者数ですが、5月2週から5週目が137人、6月1週から4週目が151人、7月1週から5週目は163人、8月1週から4週目は367人、9月1週目は72人でした。

○下兼委員

それでは、年代別の感染者数もお聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

5月8日以降の定点報告上では、年代別の感染者数累計は、10歳未満が274人、10歳代が149人、20歳代が57人、30歳代が55人、40歳代が86人、50歳代が80人、60歳代が59人、70歳代が54人、80歳以上が76人となっており、10歳未満の報告数が最も多くなっています。

○下兼委員

また、感染された方にお伺いしますと、発熱はしたものの一、二日程度で解消し、それ以降の再発熱はなかったと聞いております。現在の流行している中で、特徴的なものはありますか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

定点報告では症状の把握ができませんが、一般的にオミクロン株では軽いせきなど、呼吸困難や肺炎を伴わず、軽症で経過されている方が多い傾向です。

○下兼委員

それでは、感染者数の増加傾向は、保健所として何が要因であるとお考えでしょうか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

3月13日からマスクの着用が個人の判断とされたこと、5類移行後に人の接触の機会や動きが増えたこと、濃厚接触者の概念がなくなり無症状の陽性者がいること、軽症者が受診に至らないことなどが要因として考えられます。

○下兼委員

やはり感染対策への意識が少し薄れているかと私も思っております。

次に、インフルエンザについてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症が感染拡大した2020年から2022年のインフルエンザ感染者は減少しておりました。しかしながら、現在、インフルエンザ感染者は増加傾向にあります。その要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行された後、おのおのの感染対策がやはり少しおろそかになったこともあるのではないのでしょうか。

2023年第36週、9月4日から9月10日の北海道感染症情報センターの定点当たりの報告数ですが、小樽市保健所管内は4.20とかなり高い数字が出ています。

現在の小樽市内の感染者数をお聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

9月4日から10日までの36週の定点報告上では21人となっています。

○下兼委員

それでは、感染者の中で小・中学校、高等学校に当たる年齢の感染者はそれぞれ何人でしょうか。

○（保健所）鳥居塚主幹

学校種別ごとの把握はしていませんが、36週の定点報告上では、7歳から9歳が2人、10歳から14歳がゼロ人、15歳から19歳が8人の計10人です。感染者数のうち約半数がこの年代の方々です。

○下兼委員

学級閉鎖のニュースも新聞等で報道されております。例年よりもやはり速いスピードでインフルエンザが流行するかと推測されます。

平成30年以降で、各年7月から9月の3か月間における患者報告数をお聞かせください。

また、インフルエンザワクチンの接種はいつ頃からできますでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

定点医療機関における平成30年から令和5年までの各年7月から9月の月別報告数を見ますと、平成30年は7月に1例のみ、令和元年は7月に9例、9月に1例、そして令和2年から令和3年、令和4年は、いずれの年も報告はありません、ゼロでした。

令和5年ですが、7月に7例、8月に18例、9月は第1週目までですけれども、既に21例というふうになっておりまして、今年は例年になく夏場の感染者の報告が多くなっているという状況でございます。

また、インフルエンザワクチンの接種時期についてでございますが、本市で実施しております高齢者等インフルエンザ予防接種事業で申しますと、実施期間は毎年10月1日から翌年3月31日までというふうにしております。

また、これ以外の市が関与していない任意接種、若年者等は全額自己負担で打っていらっしゃるというケースもありますが、これも同様で10月から接種開始としている医療機関が多いということで把握しております。

○下兼委員

それでは、保健所として今季のインフルエンザ予防対策、または市民への周知はなされていますか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

定点報告の基準に従い、注意報、警報レベルの発生があった場合には、ホームページで周知してまいります。

また、例年11月頃から、感染予防についての周知、啓発を行っていますが、今シーズンは、先ほども申し上げましたように、夏場にもインフルエンザの報告がありますので、今後の感染者数の推移を注視しながら、市民への注意喚起について、早めに対応してまいります。

○下兼委員

小さな子供がかかっていると心配です。よろしく願いいたします。

◎乳幼児を取り巻く感染症について

それでは、次の項目です。乳幼児を取り巻く感染症についてお伺いいたします。

乳幼児が入所する幼稚園、保育所などでは、乳幼児特有の感染症、手足口病、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、いわゆる溶連菌感染症と言われるものです。あと、ヘルパンギーナなどが多種多様に発症していると聞いています。

そこでお尋ねします。まず、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナの4月からの発症状況をお聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

4月以降の定点報告上では、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎については、6月の2週目に警報レベルの発生となり、7月の2週目にピークに達し、増減は繰り返していますが、これまで13週連続で警報レベルの発生となっています。

ヘルパンギーナについては、6月の3週目に警報レベルの発生となり、7月の3週目にピークに達し、8月の3週目には一旦警報が解除されましたが、4週目に再び警報レベルとなり経過しています。両感染症ともに、乳幼児期のお子さんに多く見られます。

○下兼委員

かかっている子供がたくさんいらっしゃるというのは聞いておりましたので、保護者方も本当に大変だったと思います。

それでは、感染者数の増加傾向に保健所としては、何が要因であるとお考えでしょうか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

コロナ禍による外出規制などのため、免疫を獲得する機会が少なかったお子さんが、マスクの着用が個人判断になったことや、5類移行後に人の接触の機会や動きが増えたことなどにより、ウイルスに触れる機会が多くなったことなどによるものと考えられます。

○下兼委員

発症状況については理解いたしました。

幼稚園、保育所の最前線では感染予防対策などを実施していると聞きますが、1人の感染が見る見るうちに拡散し、集団感染に至ってしまいます。このような場合、どのような基準で、幼稚園、保育所から報告がありますか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

おおむね10人を越える感染者が発生した場合などに、所定の様式での報告を求めています。

○下兼委員

それでは、報告を受けた保健所ではどのような対応、追跡調査を行いますか。感染収束確認までお示しください。

○（保健所）鳥居塚主幹

発生報告を受けた場合には、必要な指導を行っています。具体的には、園児等の健康状態を把握すること、感染者は施設の利用を控えるよう指導すること、保護者に施設内での感染症流行について周知し、注意喚起すること、換気や消毒の徹底ほか、感染拡大予防対策についてのマニュアルを遵守すること、新規の感染者が発生した場合には、随時報告をすることなどです。

収束時には発生時と同様に報告を求めており、こども未来部と情報共有を図っています。

○下兼委員

それでは、感染症そのものに対応する保健所はもちろんのこと、感染症予防策を示したり、国、北海道からの情報提供を行うのが、今、主幹がおっしゃっていました子育て支援課であると聞いております。保健所には、5月の新型コロナウイルス感染症の感染法上の改正、その他の感染症の発症など感染弱者とも言われる子供たちをぜひとも守ってあげてください。お願いいたします。

◎保育所等へのコロナ対策に係る補助金について

次に、保育所等へのコロナ対策に係る補助金についてお伺いいたします。

保育所などで子供たちの嘔吐や体調不良に伴う付添いなど、職員の皆様は相当な負担を強いられていると考えます。通常の消毒はもちろんのこと、必要に応じて健診、自らの健康維持など新型コロナウイルス感染症流行以降はそれ以上の負担を強いられているものと考えます。

そこで、知人の保育士から聞いた話によりますと、コロナ対策は令和4年度まで感染対策の補助金が出ていたということでしたが、今年度は法改正もあり、各保育所で新型コロナウイルス感染症発症者がいない限り、補助金の発動はないとのことでした。

そこでお尋ねいたします。各保育所への補助金の対象経費等をお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

コロナ対策に係る補助金につきましては、まず令和4年度までは、感染拡大を防ぐための予防的経費として、施設の消毒や清掃に要した職員の時間外手当ですとか、休日勤務手当などの人件費、マスクや消毒液などの衛生用品、感染防止のための換気つきエアコンなどの備品購入費などが対象となっていましたけれども、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴いまして、施設で感染者が発生した場合に生じた追加的業務に要した職員の時間外手当ですとか、職員の感染で不足となりました人員確保に係る費用などが主な対象となっております。

○下兼委員

家庭内、幼稚園、保育所での感染対策が功を奏して発症を抑えていることも確かだと思います。これまでどおり感染対策に支出した経費を対象に、補助金の発動のお考えはありませんか。見解をお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

補助金につきましては、国の補助制度を活用して実施しているものですが、先ほど御説明いたしましたとおり、感染症法上の位置づけが5類になったことに伴いまして、マスクの着用や検温の実施、消毒作業の方法など、感染対策が国から一律に求められなくなったことから、対象となる経費についても見直しをされております。

したがって、必要としていた感染対策に係る物品や人件費が、5類になる前までと比べますと、それほど必要ではなくなったことと、また、国からの財源がなくなったことを踏まえ、これまでどおりに感染対策に関する経費全てを対象に補助金をお支払いするというのが難しいものと考えております。

とはいっても、5類移行後も新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではございませんので、施設で感染者が発生して、事業を継続していく上で必要な経費につきましては、今年度も対象になっておりますので、この補助金を活用していただきながら、保育所が従来から行っている衛生管理ですとか、手洗いや換気といった基本的な対策を引き続き行っていくことで、各施設においては継続的に安心して運営できる環境を保つようにしていただければというふうに考えております。

○下兼委員

まだ新型コロナウイルス感染症の収束は見られません。ワクチンの開発、経口薬の開発などが進んでおりますが、味覚・嗅覚障害などの後遺症に悩まされる方が多いと聞いております。本市においても保健所を中心に、とりわけ高齢者、そして乳幼児を守る感染対策が有効になるようにお力を尽くしてください。お願いいたします。

◎児童館、児童センターについて

それでは最後の項目です。児童館、児童センターについてお伺いいたします。

現在、小樽市には、とみおか児童館、いなきた児童館、塩谷児童センターの3か所があります。ホームページでは、「地域の子どもたちの健康の増進と心の豊かさを育てることを目的とした施設です。」とあります。

何点か質問をさせていただきます。

本市には、児童館、児童センターが3か所あります。設置の根拠法と児童館が設置される目的について御説明く

ださい。

また、現在、児童館が置かれているこの3か所それぞれの設置の経緯についてお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

設置の法的根拠と設置目的についてですけれども、児童館、児童センターについては、児童福祉法第35条第3項の規定により、市町村が設置できるものとされており、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的としています。

また、各施設の設置の経緯についてですが、とみおか児童館につきましては、昭和47年に小樽市総合福祉センターの2階に開設されており、詳細を確認できませんでした。

いなきた児童館につきましては、市の当時の総合計画において、コミュニティー施設等の整備拡充に取り組む構想が示され、この構想に包含して児童館整備を進め、平成11年に開設した、いなきたコミュニティセンター内に設置した経緯となります。

また、塩谷児童センターにつきましては、昭和57年の開設ですが、当時、塩谷地区に公営住宅が600戸弱建設されたことや、土地開発により新興住宅街の形成が進んでいたことを背景に、地域住民からの要望を受け、市保有の塩谷支所跡地に設置したという経緯です。

○下兼委員

それでは、各児童館、児童センターの令和4年度の利用者数をお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

令和4年度の各児童館の利用者数については、とみおか児童館は3,760人、いなきた児童館は6,857人、塩谷児童センターは4,348人となっています。

○下兼委員

未就学児、小学生、中学生、高校生、それぞれの昨年度の利用者数をお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

利用者数の内訳についてですけれども、とみおか児童館につきましては未就学児は853人、小学生が1,708人、中学生が30人、高校生はゼロ人。

続きまして、いなきた児童館につきましては、未就学児は2,008人、小学生は2,789人、中学生は14人、高校生はゼロ人。

塩谷児童センターにつきましては、未就学児が152人、小学生が3,464人、中学生は43人、高校生は23人です。

○下兼委員

児童館にはそれぞれ各種教室がございますが、定員には達していますでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

各児童館は習字教室や図画教室、ピアノ教室などを3館合わせまして8教室あります。

とみおか児童館のオルガン・ピアノ教室と英語教室、いなきた児童館の図画教室については定員に達しています。

○下兼委員

上記の3館は中心部より西側に位置しております。それより東側にある銭函地区、新光・朝里地区には児童館、児童センターはありません。

そこでお尋ねいたします。

数として子供が多いのは、この東側の地区であるにもかかわらず、児童館、児童センターはありません。二つの地区で児童館、児童センター設置の要望は出されていないのでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

ここ数年で申し上げますと、児童館、児童センターを特定した形での市民要望というのは受けておりませんが、

児童館を含めた公園や図書館など子供が楽しめる、安心して過ごせるような施設の整備についての要望は受けております。

○下兼委員

児童館、児童センターへの設置の要望は出ていないということですが、今、課長がおっしゃられたように子供たちが集える場所というものの設置に向けた検討はされてきたのでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

設置の検討につきましてですが、現時点においては児童館の新設の検討は行っておりませんが、児童館を含めた子供が安全で安心して過ごせる場所の充実は必要ですので、そういった視点を持ってどういった形で推進できるのか考えてまいります。

○下兼委員

児童館、児童センターを利用したくてもやはり近くになれば、子供たちは諦めなくてはなりません。

岐阜県多治見市は本市に居住する幼児及び少年に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにするための指導を行うことを目的に、市内全小学校区の13か所に児童館、児童センターを設置しています。利用者の多くを占める小学生が徒歩で来館できる居場所としての役割は大きく、少子化対策の中心的施設であると書かれております。

多治見市は人口10万6,556人、令和5年9月1日現在で小樽市とほぼ同じ人口であります。しかも利用者数が年間平均1万4,211人、乳児から高齢者が一緒に集えるというか一緒にいる施設もあると聞いておりますので、そのぐらいの人数になるのかと思いますが、しかも今、老朽化した児童館の整備計画も作成して、もう昨年度から供用を開始しているとのこと。

第7次小樽市総合計画の中でも、「地域全体で子育てを支え、子どもを守り育てる環境を整えるとともに、小樽の未来を担う子どもたちに、多様な社会的変化を乗り越えるための力を育む学校教育を地域と連携・協働しながら取り組み、誰もが安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかに育まれるまちを目指します。」とあります。ぜひとも、子供たちが集える児童館、児童センターを増やしていただきたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎議案第22号小樽市手数料条例等の一部を改正する条例案について

まず、議案第22号小樽市手数料条例等の一部を改正する条例案についてお伺いいたします。

改正の要旨について説明されましたけれども、北海道や札幌市、また旭川市や函館市と比べて変わることはないのかどうか、お伺いいたします。

○（保健所）生活衛生課長

北海道や札幌市、旭川市、函館市と比べて変わる場所はないでしょうかという御質問だったと思うのですが、事業譲渡による地位の承継、承認手数料の設定につきましては、各市法人の合併または分割による地位の承継及び相続による地位の承継の場合と同額としているところであります。その額については、多少の違いはありますが申請等の取扱いについては大きく異なる点はございません。

○酒井委員

ほとんど変わりはないという話でありました。

それでは、今回の改正につきまして、営業者等に不利益になる改正はないという理解でよろしいかどうか確認したいというふうに思います。

○（保健所）生活衛生課長

不利益になる改正ではないかという御質問ですが、今回の改正につきましては事業活動を継続しやすい環境を整備するための改正でありますので、営業者等に不利益になる改正ではないと考えております。

○酒井委員

◎交番・駐在所の再編について

次に、交番・駐在所の再編についてであります。

丸山はるみ道議事務所から交番・駐在所の再編について情報提供されました。

そこでは、長橋交番、オタモイ駐在所、塩谷駐在所を統合して塩谷交番を設置するというものでありました。交番の設置の可否については北海道の権限でありますので、私から特に申し上げるものではありませんけれども、ただ、地域の安全と安心を守るよりどころとしての役割が期待されますので質問をいたします。

まず、交番と駐在所の違いはどのようなものでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

交番と駐在所の違いでございますが、交番は主として都市部に置かれ警察官が交代で24時間体制により警戒活動を行っております。

駐在所は、原則として1人の警察官が地域に居住し日勤制で地域の安全を守る活動を行っております。

○酒井委員

交番は交代制であって24時間で、駐在所は1人で日勤でという形になっているということが分かったというふうに思います。

それでは、先ほど挙げました現在の三つの交番・駐在所の人員配置はどうであると伺っているのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

人員体制配置でありますけれども、長橋交番につきましては複数人の3交代制、塩谷、オタモイの各駐在所はそれぞれ1人の配置と聞いております。

○酒井委員

それでは、仮にこのまま進んで統合ということになってしまえば、どのようになる見込みと伺っているのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

再編につきましては、時期や場所、規模についてまだ決定したものではないと聞いておりますので、市がこの場でお答えすることはできないものと考えております。

○酒井委員

ところで、交番・駐在所の数であります。最近でも入船交番が最上交番に、それから色内交番が花園交番に統合された、これも記憶に新しいところだというふうに思います。

そこで伺いますけれども、市内の交番等の設置数が一番多かったときと現在ではどのような違いがあると承知しているかどうか、お伺いいたします。

○（生活環境）生活安全課長

小樽市史第6巻では一番多いかどうかということは確認できておりませんが、昭和33年現在で派出所・駐在所・出張所合わせて32か所あったということについて確認しております。

現在は交番が10か所、駐在所が3か所の合わせて13か所となっております。

○酒井委員

32か所もあったということです。私も小樽市史6巻を見ましたら本当に書いてありまして、現在では名前が違う住所のものなどもありまして、こういうふうにあったのだというのがよく分かりました。

もちろん小樽市公安委員会管理の下での小樽市警察、それと現在の北海道警察では違いがありますが、本当に驚くべき変化だというふうに思っております。これが先ほど述べられたように13か所ということになり、計画どおり進められれば、これが11か所となるという見込みであります。

ところで、刑法犯認知件数や交通事故については三つの交番等のうち、どの交番等が多いと伺っているのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

小樽警察へ問合せをさせていただきましたが、件数を確認するために時間が必要であり、また、回答可能かどうかも含めて、現時点で回答いただくことはできておりません。

○酒井委員

ただ、統合後の交番設置地区は現在のオタモイ駐在所、塩谷駐在所の中間だと聞いております。交番等から遠くなる地域が不便になることも想定されるわけであります。

遠くなる地域は大変になると思いますけれども、所感をお知らせください。

○（生活環境）生活安全課長

交番の再編につきましては北海道の権限ということでもありますけれども、市といたしましては再編後においても、地域の治安、維持がしっかり担保される必要があると考えております。

○酒井委員

治安が担保されるということは本当に大事だというふうに思います。

私が居住しています新光・朝里地域を担当しています朝里交番では、警察官の不在が多いです。何か用事があっても訪問しても警察官を定年退職した交番相談員の方しかいないこともしばしばであります。本当に常に警察官がいることになるのか、丁寧な説明が必要だというふうに思います。

方針が進められるということになれば、地域住民の説明が必要だと思います。市としても、再編後の体制など住民不安が払拭できるような情報収集に努めていただきたいと思いますと思いますが、お考えを伺い、次の質問に移ります。

○（生活環境）生活安全課長

地域住民への説明については、警察によって行っていただけるものと考えております。市といたしましては、今後の動きについて注視していきたいと考えております。

○酒井委員

◎国民健康保険について

次に、国民健康保険についてお伺いいたします。

まずは、高額療養費についてであります。

高額療養費制度とは、同じ月内に支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、国保に申請し、認められれば限度額を超えた分が支給される制度であります。上限の額につきましては、年齢70歳未満か70歳以上かと年収によって決められているわけであります。

それでは、高額療養費の手続はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○（福祉保険）保険年金課長

高額療養費の手続につきましては、個人単位で1医療機関での支払いは限度額適用認定証の掲示で限度額以上を窓口で支払う必要はありません。

ただ、例えば複数の医療機関にかかっている、あるいは同一医療機関であっても入院と外来がある場合などで合算して限度額を超える場合には、後日に申請をしていただくことにより高額療養費を支給することとなります。

交付申請は、領収書、通帳、印鑑等を市役所や各サービスセンターに持参していただき申請手続きを行っていただきます。70歳以上の方の場合、レセプト計算上1,000円以上の支給額があれば、受給月の2か月後の月末に勧奨はがきを送付しており、はがき、通帳、印鑑等を持参していただき申請手続きを行っていただきます。

○酒井委員

そのとおりだというふうに思います。

それでは、同様に戻ってくるまでにどれくらいかかるのか、示していただけますでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

申請の受付後、支払い事務に1か月程度を要します。ですので、勧奨はがきで手続する場合は最短で受診月の4か月後、領収書を用いて手続する場合は最短で受診月の3か月後となります。

○酒井委員

先ほど高額療養費制度について、同じ月内に支払った自己負担額がというふうにお話をいたしました。同じ月内ということになりますから、次の月に自己負担限度額を超えた場合にはどのようなになるのか、お示してください。

○（福祉保険）保険年金課長

原則、月ごとの集計ということになりますので先ほど御説明したとおり、複数の病院に受診したことにより自己負担限度額の対象となった場合は、翌月分について別途申請していただくことになります。

○酒井委員

それでは、厚生労働省が示しています手続の簡素化はどのようなになっているのか、お示してください。

○（福祉保険）保険年金課長

令和3年3月に国民健康保険法施行規則改正によりまして、高額療養費について一度、高額療養費手続を行うと2回目以降の手続を省略できる、いわゆる手続の簡素化が可能となりました。これによりまして一度、高額療養費の申請を行うと2回目以降は保険者で計算を行い、申請のあった口座に振り込まれる形となります。

○酒井委員

一度やればもうやらなくてもいいということで便利だというふうに思うのです。他自治体でも取り組まれております。小樽市としても研究は必要だというふうに思いますけれども、本市の考えを伺います。

○（福祉保険）保険年金課長

本市としましても導入することにより、被保険者の皆様の利便性が向上すると考えております。ですので、令和7年度に予定されている自治体標準システムの導入を見据えまして、至急、簡素化の導入について研究していきたいと考えております。

○酒井委員

次に、限度額適用認定証について伺います。

医療費が高額になることが事前に予想される場合には限度額適用認定証を提出する方法が便利です。限度額適用認定証を病院等の窓口に提出することで、1か月の医療費の支払い上限額が自己負担限度額までとすることができます。

では、限度額適用認定証の期限はどのようなになっているのか、伺います。

○（福祉保険）保険年金課長

申請いただいた月の初日から次の7月末までが有効期限となります。したがって、最大では8月1日から翌年の7月末日ということになります。

○酒井委員

7月末日ということであります。私が以前に期限切れが近づいていることから前もって手続をしたいと思いましたが、窓口に向いましたが、手続ができる期間ではないことからできませんでした。

それでは、いつから更新手続ができるのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

本市では、7月末から数えまして1週間程度前から事前受付を開始しております。

○酒井委員

1週間ということなのです。1週間前ではやはり遅いというふうに思います。更新時期の窓口の混雑状況はどうなっているのか、お示してください。

○（福祉保険）保険年金課長

先ほどお答えしました更新可能日の7月末の1週間程度前から8月10日前後は、窓口は大変混雑いたします。通常1日当たりの窓口の総受付件数は大体60件から150件となっています。ただ、8月当初の1週間は、これに加えて限度額適用認定証の受付で100件程度が増加するような形になります。

○酒井委員

通常60件から150件のところが100件増えるということですから、単純に160件から250件ということで相当な混雑だというのが何となくイメージができるわけであります。

自治体によっては1か月前に交付しているところもあります。混雑して殺到するということは、やはりおかしいことだというふうに私は思うのです。他自治体の状況も調査して、1週間前と言わず少しでも短縮できないかということについて検討してみたいかがでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

現状は限度額認定適用証の発行に必要な課税データにつきまして、基本は6月に確定するのですけれども7月までは修正等もあり得ますことから、できる限り確定したデータでの発行を考えていることから1週間前としておりました。

ただ、今年のように暑い夏の時期に窓口の混雑を招く取扱いを考えていかなければならないと思いますので、今後、他都市の状況等も調査しながら検討したいと考えております。

○酒井委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎いなきたコミュニティセンターについて

次に、いなきたコミュニティセンターについてお伺いいたします。

先ほど今年は暑いという話がありましたけれども、本当に暑かったのです。いなきたコミュニティセンターはエアコンが設置されていますから、本来だったら快適だったはずなのです。しかし、実際の室温、温度計がありますからそこで見ましたら、33度まで上昇したわけであります。扇風機が稼働されておりましたけれども、それでは暑さは全くしのげず、本当に大変な思いをいたしました。エアコンはいつまでたっても修理される見込みがないわけであります。

それでは、一体いつから館内のエアコンが故障しているのかどうか、お示してください。

○（生活環境）角澤主幹

いなきたコミュニティセンターのエアコンの故障についてでございますけれども、まず、館内では集会室と和室にエアコンを設置してございますけれども、今年の夏場の使用時期を迎えるに当たりまして、指定管理者で6月末に試運転を実施したところ、3号まである集会室のうち1号、2号の集会室のエアコンが正常に稼働しないということが分かったものであります。

○酒井委員

6月末に試運転してというのですけれども、私の記憶ではその前の年も壊れていて全然直っていなかったと思うのですけれども、それは6月末の試運転までには直っていたということなのですか。改めてお聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

指定管理者に昨年の状況も確認しましたところ、やはり昨年も不具合を起こしている状況は見られてはおりました。ただ、実際には修理をかけてその時点では動くようになって、冷房は冬には暖房として切り替わるのですけれども、暖房としての機能も稼働していたという中で、実際には直っているということで判断してきているものがございます。

○酒井委員

私の記憶とは少し違うのです。全然クーラー機能として直らないまま突入したというのが私のイメージだったものですから、考え方の違いですからいいでしょう。

ただ、今回のようにエアコンが故障した場合の責任は一体どうなっているのでしょうか。小樽市でしょうか、それとも指定管理者でしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

故障した場合の修繕につきましては、市と指定管理者の協定におきまして修繕費が20万円を超えるような大規模なものに関しましては市で修繕いたしまして、20万円未満の小規模な場合は指定管理者が修繕することとしてございますけれども、今回のケースでは20万円以上の修繕費が見込まれるということで、市の責任において修繕を行うものというふうに考えております。

○酒井委員

私は今回初めて分かったのです、20万円以上は市がやる、20万円未満は指定管理者ということで、指定管理者に直接聞いたわけではありませんけれども、どのような感じなのですかということをちりと聞きましたところ、なかなかお金がかかるので大変なので修繕は難しいという形で去年は逃げられたのです。今年も同じように聞きましたら、やはりお金がかかるから難しいのだと。

明確にあるのです。20万円を超えるのだったら市がやらなければならない。初めから20万円かかるという形であれば、指定管理者も堂々と市にこういった形で修繕をお願いしたいのですと言えたのだらうけれども、ちょっとした故障だったら、こちらでやらなければならないからということで、私はそれが直せなかった原因ではないかというふうに思います。

ところで、囲碁や将棋こういった大会を行う場合、静粛な場を求められることからドアを締め切るわけであります。このため尋常ではない暑さです。本当に33度どころではなかったです。扇風機なども足元についていますけれども、盤面に回してしまったら駒が飛んでしまって大変なことになってしまいますから、そういうことができなかったのです。

利用目的によってはドアを締め切ることにについてどのように思いましたか。

○（生活環境）角澤主幹

やはり今年のような猛暑に見舞われた中におきましては、各利用者の方々には大変申し訳ない思いがございました、特に今の部屋を閉め切らなければならないような利用のされ方ということもありますので、そういった団体の利用者の皆様にも御迷惑をおかけしたことだというふうに感じております。

○酒井委員

本当に大変だったのです。ただ、いつになったら直るのかという問題であります。利用者も本当に我慢の限界でありました。もう9月に入ったのだから、もういいかげん涼しくなるでしょうとやってやったのですけれども、全然そんなことなかったです。

窓口の担当者は利用者には、あらかじめエアコンが壊れていることはお伝えしています。扇風機を設置しています。そういった問題では私はないと思うのです。いつ直るのか明確に答えていただけますでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

このたびの故障につきましては指定管理者から報告を受けて、直ちに調査に入りまして、実際に本年8月になって故障の原因と思われる箇所が特定できましたので、その修繕費をこのたび確保をしたところであります。今後、早いうちに発注予定としておりまして、11月から12月には復旧する見込みとなっております。

○酒井委員

あまり言うつもりはなかったのですが、今回こんなふうになった原因だというのは、やはりその20万円の壁だったと思うのです。昨年やったときにも、あの感じでは直す気が全くなかったのです。ちょっとお金がないので修理は難しいですみたいな感じで言われて、すごく私もびっくりしたのだけれども。

はっきり指定管理者にも、20万円以上かかると見込まれる場合には、すぐさま連絡してほしいとか、やはりいろいろな連絡体制をきちんと密にすることが今回のようなことを繰り返さないことになるのではないかなと思うのですけれども、改めて指定管理者と連絡を密にする、関係をしっかり保つということも含めてやっていく必要があると思うのですけれども、そのことについてこの項では最後に伺います。

○（生活環境）角澤主幹

委員のおっしゃるとおり市民の皆様がたくさん使われる施設ですので、そういう不具合が基本的にはあってはならないことというふうに感じております。そのためには試運転を早めにするということももちろんですが、そういう不具合の経緯等があれば、指定管理者からすぐに通報を受けるようにしまして、そこで協議しなければならぬものは、早く協議するようにして対応していきたいというふうに考えております。

○酒井委員

◎福祉灯油について

最後に福祉灯油についてお伺いいたします。

灯油価格の上昇が続いております。こうした中、このままの灯油価格で本当に冬を越せるのかというような不安の声があるわけであります。

まず、生活必需品小売価格調査では灯油価格はどのように推移しているのかどうか、お示してください。

○（生活環境）生活安全課長

灯油価格の推移ですが、市内32店舗の平均価格で申し上げますと、ちょうど1年前の令和4年9月では平均価格が119.38円でした。直近3か月につきましては、令和5年7月が114.33円、8月が116.55円、最新の9月が125.97円となっております。

○酒井委員

今、示された中で見ても、昨年から見ても大きく上がり、ここ数か月で見ても大きく上がっているというのがよく分かるというふうに思うのです。

ところで、昨年度は高齢者世帯等生活支援事業が実施されたということもありまして、一昨年に実施されました暖房費緊急支援金事業が実施されなかったわけであります。

2021年度に実施した事業の対象要件を示していただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

令和3年度に実施いたしました暖房費緊急支援事業の対象者でございますけれども、まず前提としては世帯員全員が住民税非課税、あと生活保護を受給されていない世帯ということでございました。そのうち、対象になったのが75歳以上の方のみで構成される高齢者の世帯。次に、児童扶養手当の全部支給を受けている世帯、次は世帯主が重度心身障害者医療費助成を受けている世帯、最後に世帯主が特定疾患医療受給者証の交付を受けている世帯とい

うことでございました。

○酒井委員

2021年度は1世帯8,000円で実施されたわけであります。対象要件が同様だった場合、それぞれの世帯数をお示ししていただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今、申し上げた対象要件を今年、同じようにやるという考えでございますけれども、昨年試算したときのデータで申し訳ないのですけれども、御了承ください。

高齢者世帯が約9,500世帯、児童扶養手当の全部支給世帯が約400世帯、重度心身の障害者の医療費助成を受けておられる方の世帯が約800世帯、最後、特定疾患の世帯が約30世帯の計1万730世帯程度になるかと考えてございます。

○酒井委員

仮に本年度実施した場合、その金額を、生活保護世帯を含まない場合と含んだ場合で、それぞれ示していただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

まず、金額が令和3年度と同じ8,000円という前提でございますけれども、まず、生活保護世帯を含まない場合というのが、先ほど申し上げました1万730世帯に8,000円を掛けますと合計8,584万円、事務費とか、そういう経費は含んでいません。

次に、生活保護受給世帯も含んだ場合は、先ほど申し上げた世帯数に約1,600世帯が増えるかと想定してございます。そうなりますと、1万2,330世帯に掛ける8,000円で合計9,864万円程度になるかと試算してございます。

○酒井委員

金額が示されたわけでありますけれども、やはり、本年度こそ暖房費緊急支援事業を実施するべきであります。少なくとも庁舎内ではしっかりと暖房費緊急支援金等について、やはり実施していくことも含めて検討するということがどうしても必要ではないかと思うのですけれども、そのことを訴えまして私の質問を終わります。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今の御質問でございますけれども、まず、今年度、本市におきましては小樽市緊急生活支援給付金や子育て世帯生活支援特別給付金の給付を行っているところでございます。北海道におきましても、北海道低所得世帯臨時特別給付金という事業を行っておりまして、これらの今申し上げた事業は、いずれも物価高騰対策ということで支援策というものをそれぞれやっているところでございます。国におきましても、燃料油価格激変緩和措置が行われてはいますけれども、燃料価格自体は高止まりが続いているというのは十分承知しているところでございます。

今、申し上げました各支援策が行われていることから、現時点におきましては、暖房費緊急支援金事業を実施することは考えていないというところでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時01分

再開 午後5時24分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、採択を求めて討論いたします。

陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は、後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけではなく住民諸団体も大変苦勞しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。